

平成26年第3回  
笠置町議会定例会会議録  
(第3号)

平成26年9月25日

京都府相楽郡笠置町議会

平成26年第3回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成26年9月25日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成26年9月25日 9時30分			議長	西岡良祐	
	閉 会	平成26年9月25日 15時42分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 事	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	1 番	田 中 良 三		2 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成26年第3回笠置町議会会議録

平成26年9月11日～平成26年9月25日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

平成26年9月25日 午前9時30分開議

- 第1 発委第1号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の件
- 第2 一般質問
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会いたします。

石田春子議員から、諸般の事情により午前中の欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第1、発委第1号、「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。総合常任委員長、西村典夫君。

総合常任委員長（西村典夫君） 発委第1号、平成26年9月25日、提出者、総合常任委員会委員長、西村典夫。

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。そして2013年12月、日本政府は正式に条約を批准した。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境

整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月25日、京都府相楽郡笠置町議会議長、西岡良・。

提出先、衆議院議長、伊吹文明殿、参議院議長、山崎正昭殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、総務大臣、高市早苗殿、厚生労働大臣、塩崎恭久殿。以上です。

議長（西岡良祐君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。発委第1号、「手話言語法（仮称）」の早期制定を認める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、発委第1号、「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

まず、1番議員、田中良三君の発言を許します。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

空き家対策事業と管理条例について質問いたします。

空き家対策事業で2件目の人が入居もしくは契約されたと聞きましたがいかがですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

契約につきましては契約されました。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

その契約されたところは、台所、風呂、トイレが設置されておりますか。風呂と台所とトイレ、これがありますかと聞いているんです。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 風呂につきましてはついていません。台所とトイレはございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

ついの住みかか長期の住居にされる場合、風呂がついてないのは普通考えて、ちょっと難しいんじゃないかと思えますんですけども、シャワー等の設置は考えられておられますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） その方に、契約されるまでに当然中は確認してもらっていますし、風呂がついてないということも御説明させてもらって、その中で本人さんも家の中を見させていただいています。そういった中で、風呂がないということで、本人さんは近隣の浴場等を活用するというをおっしゃっておられますし、今のところ、まだ特に家の中の改修につきましてはしておられないということです。しかしながら、活用されるか、されないかは本人の判断にお任せするところもあるんですけども、移住促進要綱の中身につきましては、本人さんに十分説明をさせていただいているところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

今の話聞いたら、住みよいようにやってもらうようによろしく願いしまして、管理条例について質問させていただきます。

ことし4月現在、所有者によって適切に管理されていない空き家に対して指導や撤去をできる規定条例をつくっている自治体は全国に355あります。条例に空き家と入れている自治体は270自治体に上ります。ほかは環境や景観の保護、防災に関する条例に空き家対策

を適用されております。

現在笠置町の場合、60数軒の空き家があります。5年、10年後を見据えて空き家管理条例が必要と思いますが、町長、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） おはようございます。田中議員の空き家管理条例でございますが、やはり空き家といえども個人の所有財産は個人が管理をしていくというのがあくまでも原則であろうと思います。しかし、それだけではやはり防災あるいは先ほどおっしゃった環境面等において管理が所有者ではできていない、しづらい面もあろうかとも思います。そういった面についてはこの空き家管理条例が必要になってこようかとも思います。

現在笠置町において、そういった管理条例が必要かと言われれば、まだ少し時期が早いのではないのかなと、そういったところで対応しなければならない空き家等が出てきましたときに再度検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

持ち主は住宅が建った土地は固定資産税が最大で6分の1引き下げられる税制上の特典があるため、解体すると税制上の特典と解体に対する費用の問題もありと思いますが、管理に問題のある空き家が、今町長言われましたが、出てきた場合にするとおっしゃいましたが、これは先につくってにおいて、その都度にまた改正を加えるのが必要と思います。

税制上の特典から除外できる制度も、ある場所では見受けられますので、そういうのも考えてやっていただけるようにお願いします。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） おはようございます。

ただいま田中議員のほうから質問ありました空き家管理条例の関係でございます。

議員の今御指摘のありましたとおり、固定資産税という部分での軽減措置は家が建っていることよっての軽減措置を受けておられます。それを撤去した場合の部分について、その土地が丸々係ってくるというのが一つの課題となっております、これが平成26年度の税制調査会のほうでも審議をされておまして、これはまだ軽減の部分の決定はしておりません。町長が先ほど申しましたとおり、まだ時期早々というんですか、今検討しているというのは、そういう国の動向も当然重視した中で、また国交省のほうで空き家の取り壊す部分についての補助金等についても今考えておられるというぐあい聞いております。そういう部

分を十分踏まえた中で、当町においても管理条例が必要になったときには早々条例を制定させていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

できるだけ管理条例の制定をつくられるようによろしく願いいたしまして、次の質問とさせていただきます。

町道の水路の水漏れについて。

昨年9月議会で質問させていただきましたが、前課長は、区長を初め区の方からも連絡があり、その水路の水が漏れている状態とその原因を1つずつ調査しますと返答され、水利組合の関係する水路もあり、期間中、水をとめられないから冬場、春にかけて修理していきたいと返答され、原因の特定できないものも継続して調査していきたいと返答されました。現在の調査の継続をされている場所、もしくは完全に水漏れが認められる場所は何カ所ありますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町道の道路側溝からの水漏れにつきましては、今御質問でありましたとおり、これまでからも地元区長様や近隣の方から御連絡をいただいた際に、その都度現地の確認を行うようにしております。その上で、軽微な漏水の場合には、速乾性のモルタルや止水剤というものを使って、その都度修理をしております。しかしながら、山からの水や地下水というのが原因と思われるものにつきましては、しばらく経過観察ということでさせていただいているような場合もございます。

また、農業用水路を兼ねている水路につきましては、先ほどもおっしゃっていただいたとおり、農繁期で水を使っておられるという場合にはとめたりするということできませんので、これも以前から同じでございますが、水路を使用されないような時期を見計らって修理とかいうような形でさせていただいているということでございます。特に今の時点で水路の水漏れを把握しているかということにつきましては、具体的な数字はつかんではおりませんが、御要望といたしますか、を聞いた中で、軽微でできないということではちょっと根本的な改良等、修繕等が必要だというような部分については若干の把握をしております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

今、課長がその都度直しているとか答えてくれはりましたが、今後工事が必要とされる修理場所はありますか、今のところ、見て。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 先日の補正予算のほうでも、道路維持修繕工事費として計上させていただいた部分がございます。その中でも御説明させていただきましたとおり、水路の修繕というものも今のところ1カ所、予定をしている箇所があるということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） よろしく願いしまして、次の質問をさせていただきます。

昨年の台風18号の被害と復旧について。

昨年9月の台風18号で三国林道のところも被害を受けたと思いますが、復旧のため入札された日と工事予定完了予定日をお教え願えますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 林道三国越線の災害復旧工事につきましては、6月に入札を実施いたしまして、6月後半からの着手というものを予定しておったところでございますが、こちらちょっと先日お答えさせていただいたとおり、同じ三国越線内の和東町地内におきまして、同じく災害復旧工事2カ所がほぼ同時に施工されるということになりまして、こちらとの関係で、通行規制が生じてくるということがございました関係で、工事の着手時期というものについて調整を行っておったところでございます。京都府さんのほうとも御相談をさせていただいた中で、それほど広くない道路幅員という中で数カ所通行規制をかけるということも困難でございますということで、工期の延長をさせていただいたところでございます。今現在の工事につきましては、10月上旬までを工期として設定をしておるところでございますが、現在現場のほうにつきましては、9月中の完了を目指して施工中ということになっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

災害復旧事業だと思います。2次災害の危険もあるため早くの完了をお願いいたしまして次の質問に移りたいと思います。

確認のためお聞きします。医療法人の診療所移転について。

22日議会で多目的広場とは、町とわかさぎとの契約で、わかさぎにあるとおっしゃい、ただし笠置町の使用を妨げないと返答されています。笠置町のいこいの館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、目的外使用を条に入れはりましたが、私はこの目的外使用というのを、私の勉強不足か知りませんが、町の直営のデイサービス事業を民間委託するために入れた条例だと思っておりましたが、一部の議員の方から、医療法人の診療所を移転のため入ったみたい聞こえるような発言がありましたんですけれども、先に、その真意だけお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 田中議員の御質問でございますが、多目的広場に医療法人が入るということは目的外使用になるのではないかという質問ですかね。

いわゆる補助金の適正管理法の関係もございまして、これにつきましては目的外使用に当たらないということが自治振興課との打ち合わせでも判断をいただいているところでございます。このいこいの館の取得、それから使用でございますが、土地収用法が適用されていると理解をいたしております。こういった関係で、我々は土地収用法が最優先されるべきであるという解釈をいたしております。そして、農地法上からもこの転用等いろいろ考えたわけでございますが、土地収用法がある限りは農地転用も必要がないんだということでございます。ただし、法務局の登記法上からいいますと、やはり現在使われている形の登記が必要であらうと思われませんが、今のところ、即転用しなければならないということにはならないと思っております。今後必要に応じて転用もかけていかなければならないだろうと、そんなふうに思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

医療法人の診療所の件は、町長がこの22日の議会のごとき、京都府自治振興課との話し合いで決めるというか、決まったんか、決まるとは返答されておりますが、これはもうオーケーが出ているんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） あくまでも自治振興課との打ち合わせ、意見でございます。ただ、目的外使用ということは、先ほども申しましたように、補助金の適正管理法が適用されているということから使用目的が決まっておったという、それを医院の移転に伴って、その移転ができるかどうかという判断を下したというわけでありまして。現在のところは、先ほども言いま

したように、土地収用法を適用されているならば、それもできるんだという解釈をいたしております。ただ、問題は起債の関係もあったわけですが、27年に返済完了予定ではございますが、起債、補助金等の適正化法の関係で、起債残は7月返済完了であるが、既に交付税算入期間が終了しているんだという解釈でございます。そこから自治振興課においても、それは適管法が適用されないという解釈をいただいているわけなんです。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 公用地であるがために、医療法人を建てはった場合の場所の分割登記はまずできないでしょうけれども、きちっと示さる図面のために何かやはるんですか。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

一部を目的外使用ということで、過日の条例を改正させていただいたところでございます。その中で土地の賃貸借契約を医療法人と笠置町の中で結ばせていただいて、そこで必要な面積及びその図面を契約の中に添付させていただいて、その部分が賃貸借契約の場所ですと、そういうぐあいに明示をさせていただく予定でございます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

私は、医療法人の診療所が場所移転されるのには賛成です。というのは、道のところに、今現在あるところにいろんな車とかが駐車とまって邪魔な人が、大部分のとまってはる人が笠置町の町民やというのが一番ネックになっていると思うんですわ。それでと思いますんですけども、このいろんなことを加味されましてよろしく願いたいしまして、私の質問は以上で終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、2番議員、向出健くんの発言を許します。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

まず初めに、デイサービスセンターの民営化について質問させていただきます。

デイサービスセンターを民営化するということで今話が進んでいまして、議会2日目もその関係条例が提出され、可決されました。そこでまずお聞きしますが、デイサービスセンターの民営化、それを進める、それをやる理由は何でしょうか。まずこの点についてお伺いいたします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、2日目の議会でも同じような答弁をさせていただいたところでございますが、まず言えるところは行財政のスリム化というのが大きな柱ではないかと。そのほか医療法人が運営することによる多様性、民間がすることで生じる効率性、機能性の向上というふうなところが主に考えられるのではないかとというふうに思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

行財政のスリム化ということはたしか2日目でもお聞きをしましたけれども、2日目の議会の答弁でも、3カ年の決算で見ると収支が20万から100万マイナスになっているという答弁をされたと思いますけれども、民営化になるとこの点、確かに行財政上はスリム化するけれども、民営の業者の側にこの負担がいくのではないかと、そのことが例えばサービスの低下、もしくは民営の経営に懸念があるのではないかとというふうに考えるんですけれども、この点についての影響はどのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、公営企業会計決算ではここ3年間ほど、先ほど言われましたように20数万円から100万前後の赤字が続いておりまして、それが民営化することによってなくなる。今度は民営の事業主体を圧迫するんじゃないかというような御質問だと思いますが、事業主体が変わるということは、今度民営化される事業主さんの新たな事業展開をされるということにもなります。今の公営企業そのままの体制で同じような考えでされるということじゃなしに、新たな視点で事業運営されるものと考えていまして、そこは問題が生じないというふうに考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

新たな問題は生じないという答弁でしたけれども、ということは、何らかの形でサービスの変更などが伴ってくるのかというふうにも聞き取れるんですけれども、その点でサービスなんですけれども、これまでの水準が維持されるというその保障ですね、そういうものはあるのでしょうか。サービス低下が懸念されるということが一つの大きな問題ではないかとというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

今回移譲されます内容は現在あるデイサービス事業、通所介護事業と以前にも述べましたようにデイケア、通所リハビリテーションというふうな部門が新たに追加される。それで、デイサービス事業の収容人数も若干の改修をされて、要望に応えた中で利用定員を増加されるというふうな計画で笠置町と合意させていただいているところでございます、あとその利用の中身につきましては、介護保険法にのっとりサービスのある方、これは診療報酬の細かなサービス点にもなるわけでございますが、低下というのはあり得ない。利用者数の枠が広がる分だけ利便性は向上するというふうに考えています。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

サービスは追加で合意するというので、内容についても介護保険法で定まっているというふうに答弁いただきましたけれども、合理化、民営化することで新たな視点でやられるからいいんだと、問題がないんだという答弁でしたけれども、考えてみますと民営ということで、収支、先ほど言いましたようにマイナスが出ている中で、それは民間の業者が請け負うということになります。そうすると、普通考えられますのが、例えば費用を削るためには何かのサービスをやめて何か別のサービスに回すとか、もしくは従業員の方の給料を減らすとか、そういうことが出てくるんじゃないかと普通に考えると思うんですけども、先ほどからの説明だと新たな視点でやられると、民間の視点からやられるという抽象的な説明なんですけれども、もうちょっと具体的に、大体こういう方向性でいくというようなことが民間の業者との間でもお話をされて、これなら確かにサービスは向上する、民営のほうが今の公営よりもいいんだと、そうした何か話が出ているんでしょうかね。ずっと抽象的な説明だけですのでもうちょっと具体的な、これならいいんだと、利益になるんだということが感じられるような説明をお願いいたしたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

具体的な数字というのは、今度、民間事業者さんが運営される中で、今の経営と利用定員と新たなサービス事業を展開する。それから、介護と医療の今、介護保険法なり、ことし6月に国会で成立しました医療介護総合確保推進法というんですかね、略称。その中でこれからの地域医療については介護と医療の連携を密にするというふうな観点で言えば、医療法人さんが介護部門と同じ事業をされるということについては、かなりの事業性も含んだ中で

メリットが、効率性が生じる、その制度に合致したものである。笠置町の方針もそれに合致したものである。収益性についても、これでいけるというふうな民間事業者さんの思惑としか今のところ言い述べられないですが、民間事業者さんが具体的に何年度について黒字をこれだけ見込んでいるとか、そういうところまでは詳細は決めておりませんが、そういう観点から合意に達したというふうなことで問題ないというふうに考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私がこうした質問をしていますのは、公から民営ということではいろいろな事業部門、民営化するという流れがある中で、実際にやっぱりサービスが悪くなった例も現実にありますので、やはりその点懸念だということでお聞きをしているんですけども、2日目の議会でも他の議員から質問があつて、答えてはいただいているんですけども、もう一つの懸念として、やはり民営化で利用料が上がるんじゃないかという懸念があると思うんです。それで、2日目にも答えていただいていますけれども、再度この点について、もう一度御答弁お願いいたします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

この事業を民営化するのに危惧されているという発言でございますが、町としてはなぜこの事業が公営化でなければならないのかという反対の視点から考えてそこにやはり限界があるというふうに考えた中での措置であるということございまして、あと料金、業者につきましては以前、条例のときでしたか、御回答させていただいたと思うんですけども、介護報酬、医療報酬とあわせて2年に1度見直しされるわけですが、そのサービスにのっとって適正に判断されます。もう少し具体的に言いますと、介護度別、階層別に1カ月の限度額というのが、使用限度額といいますか、ありまして、それぞれにその限度額内であれば公費は9割給付で自己負担額は1割給付というのが決まっておりますので、当然その枠の中であれば使用料は変わらないというふうに答弁させていただいたように思います。もう一つ、今回デイケアという部分をふやして提供される予定をされておりますので、その部分を利用される方については当然今までなかったサービスを受けられるわけでございますから、その部分の利用料というのはふえてくるというふうに考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番です。向出です。

経営上のことについては最後まで一度だけ確認をしたいんですけども、収支のマイナスということで、今現在は一般会計から繰り入れるという形で埋めていると思うんですけども、町としての財政の背景ですね、基盤がなくなると、民営化すれば当然民間業者は利用料で基本的には運営をしていくということになると思うんです。そうした後ろ盾がなくなることについてはやはり大分どうも難しいんじゃないかと、サービスの展開や事業の展開だけでそのマイナスが簡単に埋まるのだろうか、やはりどこかでしわ寄せが来るんじゃないかというふうに思うんです。その点がどうも気になるので、最後この点についてもう一度、再度どのようにお考えか申しわけありませんが、もう一度お答えいただきます。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

デイサービス移譲に係ります経費につきまして、デイサービス事業運営をするに当たってそれに係る経費というのはやはり今度民間で入られる医療法人さんにとっては大きな問題でございまして、そこについては精査して、この経費で運営できるというふうなことを町と民間、医療法人さんと合意したわけでございます。その合意の中で、これで経営できるというふうな判断がありますので、間もなく契約の手続になろうかと思っております。そこは民間さんの判断で、これで運営できるという判断があったものと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

デイサービスの周辺のことについてお聞きをしたいんですけども、8月の特別委員会での説明では、デイサービスセンターを改修するというので、2カ月間ほど改修期間があると。その間、実際にはもう少しということでしたけれども、デイサービスセンターが使用できないというふうに説明を受けています。それでかわりのサービスを提供するというのを考えたいというふうにはお聞きはしたんですけども、具体的な中身についてお聞きをしていませんので、どのようなことを考えられているのか。サービスが同じように提供されるように求めたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

現在の予定では来年2月1日から本格的な改修を始めまして、一部といいますか、現状のデイサービス事業所は利用ができなくなる予定しております、許認可期間も含めまして。そ

の期間につきましては、これは当然京都府との打ち合わせ事項にもなるんですけれども、それに劣らぬような補充をしなければならないとなっておりますので、ほかの施設、あるいはより訪問介護でその部分をカバーしていくとか、そこはこれから念入りに対応を考えていけると考えております。京都府もその方向で相談に応じていただくというふうになっておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

現在デイサービスセンターでは、いこいの館と建物が一体であり、電気なども分離されていませんので、デイサービスセンターの利用分として電気などを共益費としてかしばへ支払っています。お聞きをしたいんですけれども、このかしばへの共益費、月幾ら支払っているか、また今回民営に当たって民間業者からは家賃も含めて共益費など幾らいただくか、まずその額についてお聞きをします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

現在運営しております町の最終的にかしばさんにお支払いしている額でございますが60万3,000円でございます。それと、これから民間移譲した場合に民間事業者が支払う額は、家賃を含めまして40万円でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

そうすると差額が約20万円ほど出るということで、同じ基本的な共益費、同じもの、計算対象だと思うんですけれども、どうしてこうした差額が出てきたんでしょうか、その点について御答弁お願いいたします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

当時60万3,000円、これは途中一回変更しておりますが、60万3,000円の額の積算につきましては、最終的な額につきましてちょっと詳細は存じていないわけですが、それぞれの時点で町とわかさぎ株式会社、相手が有限会社わかさぎになるわけですが、その中で合意があったと、今回については60万3,000円の部分は置いておいて、現在40万円の算定については、先ほど言いましたように、これからの笠置町の将来の医療と介護のあり方を考えたときに、この医療法人がデイサービスを担う重要性という

のを考えて、そこが政策と一致したというふうなところでこの額というのが最終的に合意された。

具体的にどの部分でこの差が生じたのかというのは、いわゆる概念で申しますと、俗に言う諸経費であり、一般管理費的なものとなっています。例えば60万3,000円の場合はその諸経費を考えるに当たって、共益費に係る総事業費を対象とした支弁人件費というふうな算定方法を用いています。今回新たに医療法人さんと契約させていただこうという内容は、総事業費じゃなしに賃貸借する部分に係る費用についての支弁人件費、わかりにくい表現で申しわけないですが、どの管理費についてもいろんな見えない経費がかかっているという考え方を通常はするわけでございまして、統計上もその経費は認められているというのが通例でございまして、おおむね事業費の5%以内というふうなことも算定基準としてできるわけでございまして、その5%以内の割合も政策との絡みで上下するわけでございますし、支弁人件費を求める母体の事業費をどう考えるかというのも、そのときの合意の中に入るわけでございます。そういうもろもろの事情でございまして、この20万円の差額が大きな部分としては出たというふうにございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

先ほど、民営化の利点として行財政のスリム化ということを言われました。それで、簡単に言えば計算対象が違うからだ、適用している計算の対象が違う、総事業費にするか賃貸借の部分にするかで計算結果が違うんだということでした。しかし、計算結果すれば当然差が出てきて、要するに高いほうと安いほうが出るということに今の答弁だとなると思うんですけれども、あえてかしばへの支払いは高いほうで、それで今回の民間の業者の場合、いただくものは安いほうで適用したということになります。しかし、そうすると毎月20万円差額を支払うと、行財政のスリム化という一方で無駄にも思える20万が生じているというのは一つの矛盾じゃないかと思うんです。

それで、幾ら行財政上の政策上の医療介護ということであっても、スリム化ということで民営化する以上は、やはりこうした差額が生じる、こうした計算を用いたというのはやはり不自然ではないかとどうしても考えるんですけれども、どのようなことでこういうことを考えられたのか、ちょっとよくわかりかねるので、特に先ほどの答弁で、かしばさんとの契約時点のこの計算の詳細はわからないということでしたけれども、本来なら行財政のスリム化ということで民営化を進める立場であれば、そのことも把握されまして、本来なら検討して

決まっていなくておかしいのではないかとというふうに思うんです。ここは町民の方、住民の方から見ても、やはりちょっと不自然じゃないかと。今の説明では、安いほうと高いほうを設定できるのであれば、なぜそんなことになったのかという話ですから、もう少しどうということなのか、何かあればもう一度御答弁お願いいたします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの行財政のスリム化が実態と若干違うんじゃないかというふうな観点もあります。私らの観点では、現在一般会計で60万3,000円を支出している。今回お金が、40万を充当した場合20万になるというふうな観点で物を考えております。その時点、時点で、当時の議会も御承認いただいているように、政策が合意してその金額が決まったわけでございまして、かしば60万3,000円というのは、その時点でその当時の政策が合意されたからその額が議決されたものと考えております。今回、先ほど言いましたように、40万円につきましては、先ほど来申しておりますように、これからの笠置町の老人福祉、主に来年度開設されます介護保険法をにらんで、2025年後期高齢者の人口が1.5倍になると間違いなく財政逼迫、既に財政逼迫の中、介護を持続可能な制度にしようと思えば、また後で御質問にもありますけれども、今、地域包括ケアシステムの構築に寄与するであろうこの事業をぜひともやり抜く必要があるかというふうに所管課では考えておりまして、その政策と一致したので、この極端に安いとかそういうんじゃないしに、ちゃんとしたそれなりの根拠を持ってますんで、契約しますので、それは公開できると思いますし、額であるということ御理解いただければと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

気になりますのが、やはり同じものに対する寄与計算ですから、行政としていろんなものが法の中で適用可能だとしても、ここまで差額が生じたのにはやはりいろいろ問題があると思いますので、今後は行財政の運営に当たってはその点ももっと留意していただいて、例えば、かしばの契約時点で私たちの議会、特別委員会の中でも議論してきたんですけれども、安いほう、高いほうなどという概念を示されたことはありませんでしたから、提示された額、そのままそういうものだろうということで受け入れたわけです。ですから、今後そういう場合に、もしいろんな費用の計算で違いがあるとなれば、やっぱりしっかり示していただくよう要望いたしまして次の2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目に土砂災害対策について質問いたしたいと思います。

さきの8月の豪雨で、京都府でいえば福知山、または広島等、甚大な被害、土砂災害なども含めて発生しています。以前の議会でも質問させていただいているんですけども、笠置町というのは山がありまして、土砂災害という点では大分危険性、住民の方からも懸念の声はよくお聞きするんですけども、それで以前もお聞きはしているんですけども、この災害対策、土砂災害の対策について、町としてこういう点を改善したらいいんじゃないか、こういう点を解決しなくてはいけないんじゃないかと考えておられる点がありましたら御答弁お願いいたします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

向出議員のおっしゃってありました土砂災害対策についてお答えさせていただきたいと思えます。

おっしゃってありましたとおり、笠置町は9割の面積を山林が占めているということになっておりますので、急傾斜地や土砂災害の警戒区域、それから特別警戒区域に指定された箇所が多数ございます。京都府による地すべり対策工事は切山の工事のほうでも御存じだと思いますが、砂防堰堤とかの設置もしていただいておりますが、箇所数も多いですし、全地区まだまだこれからというところがございます。国や京都府のほうでも進めていただくようにはしていただいていると思えますが、なかなかそこまで至っていないというところです。また、住民の方々に対してもハザードマップ等をお配りさせていただいて、意識づけをお願いしているところですが、こちらについても、まだ町のほうとしてももっと啓発していかないといけないなというところと考えております。失礼します。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

それで、以前も言わせていただいたんですけども、ハザードマップでも傾斜地にかかっている避難所もあるということ、それからやはり土砂災害となれば大規模な土砂が流れ込みますので、今現在の避難所でも大分危険があるのではないかとということで以前も強化をしたり、指定のし直しなど、そういうことをしてはかがかかと質問させていただいたんですけども、以前の答弁ではなかなかどこも場所的に安全な場所があるのかどうかという点などで難しいという御答弁でした。

それで、この点も気になる点なんですけれども、住民の方からはハード面についても、擁

壁の大分年数もたっていますので心配の声もお聞きはするんです。しかし、ハード面はすぐに改善するのは難しいとは思いますが、とりあえずの緊急的対策として、やはり避難体制ですね。予兆、予行があればすぐ避難できるような体制の構築というのが大事になってくるのではないかというふうに考えています。それで私自身考えるのは具体的な避難の手段ですね、例えば担架のようなものを用意しておくとか、そういう本当に具体的なきめ細かな手段、方法も含めて町として備えていくべきだと考えるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

避難所とか具体的な避難手段ということですが、おっしゃっておりますとおり、避難所についてはほとんどの箇所が警戒区域なりに立地しております。もちろん役場の庁舎もそうですし、小学校についても警戒区域の中に入っておりますので、何らかしら対応は必要かと思われませんが、ハード面ではなかなかそうはいかないところが多々あります。ソフト面といいますか、備蓄品につきましては、3カ所で分散して配置しておりますので、それぞれの避難所に配れる分につきましては、1カ所がだめでもというところで分散して配置させていただいております。今回、平成27年度に笠置小学校の体育館の改修が予定されておりますので、避難所として中の部分で少し避難のトイレのバリアフリーなりそれからスロープの設置等を今要望して検討させていただいているところです。まだ設計の段階に入られたところですので、こちらからの要望をお願いして、中の部分については避難所として使いやすいようお願いしているところです。

具体的な避難手段ということですが、まだ備蓄品につきましてもそういう担架なりというものは配置しておりませんので、今後の検討課題になるかとは思いますが、さっき申しましたように、避難所として指定しているところでも危険箇所になっておりますので、自宅といいますか、その避難所でも2階へ避難していただく垂直避難とか、早い段階での避難というところで、今後また地域防災計画の中でも検討していただいたり、防災会議の中でも考えていただいて検討していく課題だと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

以前からも言わせていただいて、私自身も結局避難所が危険であれば例え避難体制が整備されていましてそこがだめになってしまって意味がなくなるということであると具体的な検

討をお願いしたいということで要望しておきたいんですけども、ほかの町で住民の方と一緒に職員の方が見回りをして、危険箇所を把握するという取り組みをされているところもテレビなどで放映されていましたけれども、やはり住民の方の先ほど意識もということで、啓発もしたいということをおっしゃっていましたので、そうした住民の方と一緒に考えて、危険箇所を見て回るというような取り組みもされたいかと思うんですが、その点どうでしょうか。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

向出議員におかれましては、防災の部分でいろいろと御質問いただいております。特に避難のことについても過去にも御質問いただいております。その中で避難につきましては、先ほど総務財政課長が申し上げましたとおり、まずは垂直避難という部分があるかと思えます。まず、基本的な考えとしまして、いつも議会の場で申し上げておりますとおり、まず自助、自分で何とか対応できるものがあるなら対応していただき、次には共助、ともに隣近所と力を合わせて避難等をする、また最後に公助、これは我々地方公共団体が果たす役割かなというぐあいに考えております。

それと住民と協働して我々が動くというのも当然必要なこととございますけれども、ケースによればなかなか外へ出て行きにくい、要は職員数等の問題また環境等の問題がございます。その中で我々は地域の住民の方々と一体となった中で、特に警報出た場合であれば消防団の方々にいつも御苦労かけております。またその方々と十分連携をとりながら対応をしていきたいとそうように考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私自身も皆さんのお約束で、災害対策はしっかりしたいということで約束をしています。それで、こういう話は結構具体的な話、具体的な方法それから当然町として財政が厳しい中で町だけではなかなかできないことも多いということで、やはり府や国とも連携してということが課題となってくると思っております。私自身もその点についてもっと勉強もしまして、力も出して協力したいと思っておりますので、今後ともぜひしっかりとした対策をお願いしたいと思っております。

それで、次の質問に移りたいと思っております。

3点目に京都府老人医療助成制度、いわゆるマル老についてお聞きをしたいと思います。

この制度は、府独自の医療費を助成して、所得税非課税世帯などを対象に69歳までの医療費窓口負担を原則3割なのを1割にすると、そういう府の独自の制度です。それで、政府はことし4月に、70歳以上の窓口負担を1割から2割に引き上げましたが、府は老人医療制度を70歳までの制度として拡充させました。しかし、この制度は期限があります。

そこで、高齢者の方も多い笠置町として、この制度の存続とそれから後期高齢者に入るまでの74歳までの拡充を府に対して要望するように求めたいんですけどもいかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、マル老制度の制度改正自身は当然先ほど最後に言われました前期高齢者医療制度、70歳から74歳のもと保険といいますか、国の制度の改定に強く関連が出てしまっているというふうなところがございまして、マル老だけでは論議できないというのは御承知のことかと思えます。老人医療だけの観点で申しますと、やはりこの制度自身は平成18年から市町村長レベルや副市町村長レベルで議論されていまして、19年に一定市町村の合意事項というのが既に固まっています。その時期をいつにするかというのは別にしまして、若干ですがその内容を申し上げさせていただきます。

先ほど議員さんのほうからもおっしゃられましたように、老人医療の適用世帯については一般老人と特別老人という形で分かれていまして、原則非課税世帯になるわけですが、一部非課税世帯以外でも適用できるというふうな制度になっています。

その世帯累計を廃止して、対象は世帯全員が非課税の方を対象にすべきだと。それから、国の制度の整合を図る観点から、負担割合は2割とすることはやむを得ない。そういうような、もっとほかにあるんですが、大まかな合意がされておりまして、それに基づいてその後も、現在も協議を進めていると。国の制度が2割ともう確定しましたので、そのマル老をどうするかにつきましてはこの秋ごろに京都府としても、市町村と当然共同事業ですので、一緒に結論を出されるというふうに聞いています。当然負担は町が3分の1で府が3分の2、笠置町の場合ですけれども、なっておりますので、一緒に協議してやっていく事業だと考えておりますし、できるならこの制度は、当然笠置町は続けていきたいと思っています。

それから、今年度に限り、新たに70歳になられる方については、京都府の臨時の特例措置において1割にさせていただいていますが、これは先ほど継続の要望の発言があったんで

すが、これは今年度に限り、この意味は何かといいますと、国が急激にその急に2割負担にするよ、それはやはり周知してへん住民の皆さんには申しわけないので、この1年に限り周知期間という意味も含めて臨時に1割にしますよという制度でございまして、来年度につきましては未定ではございますが、現在のところその制度はなくなるというふうに承知しております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

できれば続けていきたいというふうに答弁いただきました。それで、私自身が懸念していますのが、町財政が厳しいということまで答弁の中でいろいろ言われるんですけども、確かに行財政、町の財政で見たら厳しいと思います。それは確かにそうだと思うんですけども、ただ町の財政をいろいろ削ると、結局その負担がどこにいくかという視点をもう少し考えていただきたいなと思っているんです。

それで、老人の方、高齢者の方でも確かに裕福な方もいるとは思いますが、一方でやはり年金だけで暮らしている中で年金も減らされる、そして医療費かかる方は治療代がかさむということもありますので、そうした視点で、一方で例えば子供の医療費もこの後質問しますけれども、拡充していただいたり、いろいろ町財税としての、町としての役割というのいろいろやっていますので、そうした視点ももう少しお願いしたいということで、次の質問に移りたいと思います。

4点目なんですけれども、以前、実際提案もあったんですけども、いわゆる子供の医療費の無料化ということで、高校卒業までの医療費無料化、実施をお願いしたいということなんですけれども、以前の特別委員会で一回諮られまして、議員の反対多数ということで否決はされたんですけども、ただ費用的には30万ほどだというふうにお聞きをして、これなら無理なくできるんじゃないかと。町長の主導のもと、もう一回議員のほうにも説得いただくといいますか、ぜひしたいんだということであれば進められるんじゃないかというふうに考えていますので、その点実施を求めたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 高校までの医療費の無料化につきましては、以前にも話を出したことがございます。ただ、その時点では、東部3カ町村足並みをそろえて中学校までという話になった経緯がございます。やはり議員おっしゃるように、財政上の問題も大事でございまして、高校生の数そのものもかなり少なくなってきた状況の中で、これから高校までの医療費の無

料化についてはそれぞれの自治体が検討に入ったようでありますので、我々も一応検討をさせていただきますと思います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

検討していただくというふうに答弁いただきました。それで、子供の医療費の制度なんですけれども、府の制度としてはまだまだ中学校卒業までというふうに完全実施になっていないという状況です。入院については小学校卒業まで無料、通院については3歳以上から小学校卒業まで3,000円を超えた部分について助成するという形になっています。しかし、府の議会のほうでも、6月議会で子育て支援医療助成制度の検討費というのが計上されて少し前向きな流れも出ていますので、ぜひ市としても要望していただきたいということなんですけれども、府の制度として中学校卒業まで医療費無料になれば当然その分の経費が浮きますので、高校卒業までということも十分可能になるのではないかと考えています。ぜひ府に対しても要望をお願いしたいんですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） すみません。ただいまの御質問でございますが、議員おっしゃられましたとおり、現在府の医療制度の通院につきまして、中学校卒業までの拡大がほぼ見通しがつくということで報告は受けておるところでございますが、ただ、いかにせん免除額といえますか、月3,000円というのがずっと3歳以上から、仮に中学校になっても中学校まで3,000円までは免責という府の制度でして、そのほごまは当然町で補填するわけでございますが、ちょっと病院行ってきますわというふうな、こうした3,000円未満というのがかなり多いと思います。そんなに町村にとってどれだけこの制度の拡充によって財政が助かるのかというふうなところもありますけれども、その辺慎重に見きわめて近隣町村長と相談して、町長と相談して要望してまいりたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

府なり国なりに事あるごとに要望していただきたいというふうに私が求めていますのは、やはり町財政だけで見ると確かに無理だということで、やはり府や国に言わなければ、また府や国の制度が拡充すれば制度が実施可能なものも多数あると思いますので、ぜひそうした要望活動もまた強化していただいて、住民のための笠置町ということで運営をお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） これより10分間休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時56分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

3番議員、大倉博君の発言を許します。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私は、笠置町の人口減少と将来のあり方というか、そういったさまざまな問題について答弁をいただきたいと思います。

ことし5月、増田元総務大臣が、民間有識者による日本創成会議は、今から25年後の2040年には地方自治体の半数が消滅可能都市になると新聞等で報道された。そして、8月25日には、「地方消滅 東京一極集中が招く人口急減」——地方消滅896市町村が消える前に何をなすべきか——という、この本を発行されました。まだ、役場の方で読んでおられなかったら、820円です、読んでいただきたいと思います。

笠置町は、25年後の2040年には人口は693人と予測されています。そして、若年女性人口——子供が生まれるというかね——が27人とショッキングな数字であります。南山城村は1,223人、和東町は2,114人、3町村合わせても25年後には4,000人です。近畿の人口総数減少率上位では、笠置町は10位に入っております。そして、近畿の生産年齢人口減少率は、笠置町は7位に入っております。かつて東京都の職員であった30代の若き夕張市長鈴木さんは、財政破綻した夕張市の現実を踏まえ、市長に就任してすぐ、人口が半減することを前提とした全国初のまちづくりプランを作成されました。つまり、当時1万人の人口でしたが、それを6,000人までに落とすというプランです。それは、あの夕張市の広い土地で、今現在、学校は小、中、高、それぞれ1つしかありません。そして、その小・中・高がなくなったところには、農場や介護施設、郵便局への転用、そして、限界集落点のところは市内に集中させるといった、そういった事業がとられております。

この鈴木市長は、全国的な人口減少に突入しているのに、なぜほかの地域ではこうしたプランがつくられてこなかったのか、人口減少に備えないことのほうが首長としては無責任だと思うと。そして、自分のまちを縮小させることはつらいが、住民も政治家も将来を考えて決断すべきだと言っておられる。そして、第二の夕張予備軍の地方自治体があると報道されている。笠置町もそうであろう。長年、笠置町は全国で町としては人口が2番目に少ない町

とされ、今まで沖縄県与那国町が1番であったが、平成27年には自衛隊が150人入ります。そして、家族を含めるともっと多くなると思いますが、笠置町はこれで全国で一番少ない町になると思いますが、町長、感想はいかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

この人口予想なんです、私から言わせれば全く無責任な予想であると、そういった数値であると思います。2040年以降、これより多くなるのか、少なくなるのか、これはあくまでも予想の話でありまして、それぞれの自治体がどういった取り組みを今後していくかというところに大きな焦点があるのではないかと私は思っています。第二の夕張、夕張予備軍とおっしゃいましたが、それも私は全く当てはまらないと考えております。そもそも、夕張の破綻というのは、箱物のつくり過ぎというんですか、そういったところにあったように私は聞いております。

それからすると、笠置町においては、破綻の原因となるような、そして人口がますます少なくなるような、そういった原因が見当たらない、私はこの笠置町を、史跡名勝、自然豊かなこの笠置町をいかにこれから全国に通用するような町にしていくかというのは、それは我々、そして議会の責任であろうと思っております。

それともう一つ、沖縄県与那国町が1番であったかとおっしゃいましたが、私の認識では山梨県早川町であると認識いたしております。申しわけないんですが、インターネットで調べました。与那国町は3番目であると私は認識いたしております。

笠置町は693人と予想されました。この予想についての感想でございますが、私はそういった感想、感想として述べるつもりは全くございません。やはり、これからの笠置町の歩み方、活性化を見てほしいというのが私の意思であります。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、693人というのは、それではこれ、増田元総務大臣とかがおっしゃっているのが、これが無責任ということですね。予想の話は無責任と、それはもういいです。

国では、9月3日の内閣改造で地方創生大臣を創設、まち・ひと・しごと創生本部が本格的に動いた。創生本部は、2015年から20年で具体的な創生法を示す総合的な戦略に加え、人口減少や少子高齢化に対する今後50年の長期ビジョンも年内にまとめるという。また、全国町村会は9月16日、人口減少に対する有識者懇談会の初会合を開いた。中間報告

を11月末までにまとめ、国に提言するという。京都府は昨年11月、少子化対策戦略会議、全国知事会は7月に、少子化非常事態宣言をなされた。これらの国の施策等がまたれるところであるが、笠置町として、先ほど無責任とおっしゃいましたけれども、それでは人口減少についてどのような施策がとられてきたのか、また今後どのような施策をとられようとしているのか。この第3次笠置町総合計画、平成23年3月に作成されて、目標人口は10年後には1,400にすると書いてあります。そういった工程表は、戦略はどうなんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 693人の予想は無責任であると申し上げました。私の感想はそうあります。それに変わりはありません。やはり予想され、立てられる以上、笠置という地を理解した上でそういった予想ならば、私はその予想も受け入れられるべきであろうと思いますが、ただただ紙の上だけの予想というのは、私は納得がいきません。

それから、まち・ひと・しごとの創生法案等々おっしゃいましたが、これについては、やはり町村会も含めて、これからの大きな議題の一つに上がってこようと思っております。その行方を注視していきたい、そんなふうに思います。

それから、今まで笠置町として、どのような施策をとられたのかということでございます。主要な総合的なまちづくりの施策として1つには、交流ネットワークの拡大、笠置ヘルスアップの作戦、広域連携と行財政の改革、活性化対策、それから低炭素社会を目指した地域づくりと官庁・大学による連携等ということで、それぞれ具体化しようと懸命な努力を行っているところでございます。

それから、分野別のいろんな事業の計画でございますが、平成26年度から、これから改めて実施計画を立てようと思っているところでございます。そういった計画によって、これからの笠置町の活性化策を講じていかなければならないと感じているところでございます。

以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 今、低炭素とかいろいろおっしゃったけれども、私は人口減少に対して、これが1,400人の目標と書いてあるから、どういう施策を、人口をどういうふうにするかということをお聞きしておるんです。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） それぞれの活性化策を講じることによって町を活性化していく、そして、それに従事する人口をふやしていくという大きな目的を立てております。例えば一番最後に

申し上げました低炭素事業にいたしましても、我々といたしましては、ごみの資源化等を含めた具体的な策をこれから講じようとしているところです。我々は、本当に笠置町というのは資源の少ないところであります。限られた資源をいかに有効に利用していくかというところから、我々は活性化策を講じていきたいんだ、そんなふうに申し上げているところでございまして、活性化策を講じることによって活性化し、それから人口がふえていくんだと、そういうことを考えていただければいいのではないかと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町長と話がかみ合わないんですけれども。一番大事なのは子供を産み、育てやすい環境の整備、次の世代が生まれなければ、一般的な、一時的な人寄せ集めに成功しても再び減るんですよ。次に、後でまたこういった問題は個々具体的にやりますので、そのときにしっかりと答弁してください。

市町村合併については、どのようなお考えをお持ちですか。和東町長は新聞報道で以前、やらなければよかったと書いていました。国や府に直接要望ができると新聞報道されておりました。いかがですか、どのような考えをお持ちですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 町村合併ということでございますが、町村合併は、もはや過去のものであると、私は理解いたしております。現在、町村合併と言われましても、なかなか各市町村とも合併には難色を示されるのではないかなと、そんなふうに思います。合併特例債も含めて、過去にはいろんな優遇措置がございましたが、そういったものは全くなくなっておりますし、これからのやはり町村合併というのは、なかなか具体的には考えにくいであろうと思っておりますし、私もやる気はございません。

ただ、これからの議論になってくるのは、道州制の議論がやはり話題になってくるであろうと思います。道州制の件については、やはり国会等においてもいろいろ議論されているところがございます。そういった議論が各市町村までおりてくる時期ではないかなと。確かに京都府においても道州制の議論が出ております。そういった会議にも私も何度か出席いたしております。これからはやはり町村合併というのは、少し考えにくいように私は考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

たしか道州制の問題は、町村会は反対、たしかだったと思うんですけども、そうなんですわね。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 道州制の問題はいろいろ議論されているんですが、具体的に一つ一つ私も目を通したわけではございませんが、総体的には全国町村会は反対の意向であります。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） きょうは、道州制の議論はしませんけれども、この道州制は昭和30年代の後半からもう出ている議論です。いまだにできていないんです。それはいいとして、笠置町がなくなるかどうかにかかわらず、この歴史ある笠置町には町史がないんですよ。笠置町史の編纂はぜひともやってもらいたいです。国会図書館とかあちこちの図書館に行っても、相楽郡は各、最近では南山城村でしたか、四、五年前にできたんですけども、笠置町が本当に歴史のある町なのに町史がないというのは本当に寂しいんですよ、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをさせていただきます。

町史が全くないということはございません。町史は「笠置町と笠置山—その歴史と文化」こういった冊子もございます。これは教育委員会が中心になって、平成2年に編纂されました。同時に、私たちの町の歴史年表というのも発表されております。それからもう一つ、笠置山の継承と史跡という、こういった冊子も出ておりますので、全くそういった歴史に関することはないということは当てはまらないと私は思っております。こういったものをもとに、また再度とおっしゃるならば、それはそれでいいといたしましても、やはり過去にさかのぼっていろいろ書かれているのも事実でございますので、御紹介だけさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今おっしゃったのは、通常言われる町史というものと違うんですよ。それは、一番最後に言われたのは、岡本さんが個人でつくられた本です、当時ね。これは町史ではないんですよ。一遍、図書館行って見ていただきたいと思います、行かれたことありますか。笠置の図書館には、全然ほかの町村の町史もありません、残念ながら。どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 笠置町の歴史については、私はああいった冊子で十分理解できていると考えております。ただ、図書館に行って、そういった物を見たかどうかと言われれば、図書

館へ行って、そういった見た事実はございませんが、私自身はああいった冊子で十分理解できていると思っています。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 町長がそういうことでは困るんですよ。全国町村やはりあるんですよ。同じ恵那市に合併になって、この話はもうやめて、時間がないので。またいずれこれやりたいと思いますけれども。

さて、日本の人口は確実に減ります。日本全体の人口が増加していた時期のように、全ての市町村は人口をふやすことはもはや不可能であります。むしろ全ての市町村が人口を減らすと考えた方がよい、その中で医療や交通、教育といった生活に必要なサービスをどうして維持していくか、道路や橋梁、公民館といったインフラをどう補修していくか、地域の産業や雇用をどう開発していくかなど、多くの課題に取り組む必要がある。どこの市町村でも難しいのは、既に進行している高齢化への対策を行うと同時に、これらの対策を考えなければならない。まずは行政、住民がやはり事実を確認するということです。

先日の敬老会では、75歳以上の高齢者の方が390人おられました。笠置町の人口の4分の1を占めております。65歳以上の方が現在約40%、2040年には65歳以上の方が52.4%、2人に1人が65歳以上となっております。先ほど、町長は無責任だとおっしゃいましたけれども、現実を見てください。国や京都府やどこの市町村でも、いろんなことを考えて施策を考えています。以下、人口減少に伴うさまざまな問題点について問います。

まず、インフラ整備なんですけれども、これも以前、私、議会でも取り上げましたが、公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進が求められる。公共施設等総合計画管理の策定が、ことしの4月20日総務大臣通知により策定要請がされました。笠置町では、公共施設の更新費用のピークが2045年、以前の議会でも言いましたが、役場等の建物、これは30年代後半から50年代前半に建てられたものであります。これらのインフラ整備のためには多額の費用がかかります。

また、笠置町の過疎地域自立促進市町村計画によると道路橋は30橋あります。今後、老朽化による修繕及びかけかえが必要となるものがあると書かれております。公共施設等の除去に係る地方債の発行は、世代間負担の公平の観点から、後世代にも公用に及ぶ建設事業等に限られ、除去のみの事業は対象となっていないのですが、最近特例措置がとられたようです。今後、これらのインフラ整備についてどう考えておられるのか、できれば今後の工程表を作

成していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問にお答えいたします。

公共施設のインフラ整備ということで御質問いただきました。今、議員もいろいろ話の中でありました橋梁、道路等については長寿命化計画ということで計画をつくり、平成26年度から順次、着手させていただいているところでございます。また、その他の公共施設、この庁舎につきましても昭和50年代に建てたものでございまして、当然、長い年月が経てば老朽化してくる、そのときの考えとして、今後は一つの考えとして、そういう部分での基金の積み立ても一つの考え方としてあろうかなというぐあいには考えております。そして、その他の公共施設でございすけれども、笠置町の他の公共施設はほかの市町村に比べましたら非常に少ないというぐあいに認識しておりますけれども、その中で、当然老朽化してくるとするならば、それに向けての建て替えという部分ではなしに長寿命化対策ということで、今年度でしたら笠置会館の耐震診断を行い、翌年度以降に改修も考えているところでございますので、そのような施策を講じていきたいと、そのように考えております。

その工程表をつくったらどうかということでございますけれども、その工程表をつくるのもいいかと思っておりますけれども、総務財政の財政系のほうで、これから5年間のそういうハードな部分での計画作成を毎年毎年ローリングさせた中でつくっています。それで、笠置町の財源等を照らし合わせた中で、順次整備をさせていただきたいと考えておりますし、先ほど大倉議員からもありましたとおり、地方債の発行につきましても笠置町は過疎でございますので、過疎債を十分利活用させていただいて後年度への負担を軽減を図っていききたいとそのように考えているところでございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 次に、小学校問題ですが、以前にも取り上げましたけれども、以前町長は、笠置町には小学校がなければならぬとおっしゃいました。町長、笠置町の26年度の出生数、子供が今後生まれる数というのは何人が御存じですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

（「ちょっと待ってください。町長に聞いています。」という者あり）

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 出生数と申されましても、私、実は直接担当いたしておりませんので、そういった報告は受けておりませんが、国保の関係だけやな、今わかっているのは。大体

4名ぐらいだと考えております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町長、何をおっしゃっているんですか。ゼロなんですよ。私は、これは保護者の方に聞いたんですよ。そして昨日、課長に確かめたら、3人か4人とおっしゃったんです。ところが課長が担当者に聞かれたら、ゼロですとおっしゃいました。昨日これは聞いたところです。そういうことなんですよ。国保とか共済とか関係ないんです。笠置町に26年度に何人生まれておられるか、生まれる予定が何人あるかと聞いただけです。だから、ゼロなんですよ。今現在そのままでいけば、7年後には入学はゼロなんですよ。今現在、笠置町の生徒は26人です。今後、グローバル社会の中で本当に競争にもまれる、本当にこれでいいのかと思います。団体競技もできない、運動会はあさってに迫っておりますが、毎年、小学校の3カ町村のソフトボール大会が開かれているそうなんですけれども、来年はできないだろうと保護者の方から聞いております。

先日、全国の中学3年、小学6年生の成績というか、発表されたところなんですけれども、笠置町の6人の生徒の方がどれぐらいのランクにおられるのか、本当に気になる場所なんです。これは静岡県知事等が一部公表で問題になっておりましたが、これはなかなか公表はできないと思うんですけれども。

そして、全国で2011年までには20年間で公立の小・中学校、高校が6,800校が廃校になっております。2011年ですから、それ以後まだ12年、13年、もっとふえていっていると思います。今後、笠置町の小学校をどういうふうに、7年後には入学がゼロという予測で、どういうふうに小学校を維持されているか、4人、5人の生徒でね。そして4人、5人の生徒でも男の子が1人で女子が4人とか男女数が均等じゃない、そういったクラスなんです。どうしようもないんです。先日も中学校の運動会に行かせてもらいました。中学校でも80人足らずの運動会でした。100メートル競走でも3レーン、4レーンでちよろっと走っておられるだけでした。何か寂しい限りの中学校の運動会でした。小学校問題は、これはどのように考えておられるんですか。どうしても残すと、前おっしゃっていただけけれども。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 小学校問題については、以前から大倉議員からいろいろ御指摘をいただいているところでございます。しかし、私は1つの自治体に1つの学校があるのが当たり前

の話で、ないこと自体がおかしいのではないかと、そんな認識を持っております。

ただ、先ほどもおっしゃったように、ことしの子供の出生者数ゼロであるということをおっしゃいました。町長として認識不足じゃないかという話でございますが、私も各課のそれぞれの事務を担当しているわけではございませんので、それは大倉議員、昨日おとといですか、担当課に聞いておいて、私にその責任をとということ自体、もうおかしいのではないですか。お互いにもう少し、やっぱりお互いの人格を尊重し合った物の言い方をしましょうよ。

それと、笠置の小学校をどうするかという話ですが、私は先ほども言ったように、小学校は存続させていくという。いろんな自治体に複式学級、子供の少ない学校もたくさんございます。何年か入学児童がなしに、ことし初めてまた1名が入学した、そして分校になるのですか分教所になるんですか知りませんが、その学校がまた再開をしていくという事実もあります。私は、学力の点においてはマンツーマン教育がされているわけですから、学力の上においてはまず問題はなかろう。しかし、おっしゃるように、これからのグローバル化した社会の中で、やはり団体という一つの枠の中で子供たちが能力を発揮するかどうか、そのところが一番大きな問題だと思います。それについては、教育委員会において連合教育委員会というのを立ち上げながら、少数ならではの学校のよさを生かしながら、連合で十分な教育をしていきたいと思いますという取り組みをいただいているところでございます。私は、そういったこれからの相楽東部3カ町村の連合の取り組みに期待していきたいと思っております。

過去においても、子供の数が少ない複式学級の多い学校が、この地域にも何校かありました。しかし、その方が一人前になって何か不自由があるか、教育の不徹底でこういうふうになったという事例があるか、全くそんなことはございません。私は、やはり今のこういった情報化時代の中で、子供たち自身がグローバル化の社会に適応するような対応をそれぞれ持っているのではないかなとそんなふうに思っております。私の孫もその一人であります。以上です。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

先ほど大倉議員がおっしゃられたのは、私も町長と同様に、マナー違反だと思います。出生数というのは、今思われるとおりのオープン情報です。個人情報でも何でもありません。オープン情報です。こういう質問のされ方をするのであれば、やはり私らもお答えするのを躊躇せざるを得ないと思います。

それともう一点、先ほどの質問の答弁にはならないんですけれども、1人でも保育園で、

今、子供子育て支援計画の中で住民さん交えて討議しております。1人でも需要があればそれに応えていくというのが行政のあり方だと思います。小学校どうのこうのの答弁にはなりませんけれども、住民が保育を望む人数が1人でもあれば、それに応えていくというのが行政のあり方だと考えております。そういうことでいろんな、保育園だけじゃなしに、全体的な子育ての支援というのを総合的に今つくっていますので、それをしたから子供がふえとかそういうのじゃなしに、現状を直視して計画を進めているところでございます。答弁になりませんけれども、以上、よろしく願いいたします。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私はね、26年ゼロというのは、先ほど言いましたように、保護者の方がゼロとおっしゃったから、ただ確認しただけの話を言っただけです。それを別に情報公開、笠置町はだから情報公開制度というのは物すごくおこなっているんですよ。23年、22年でしたか、新聞報道でも、笠置町には、今わかりませんが、どこかにあると思うんですけども、おこなっているんですよ。別に何もゼロと言ったっていいんじゃないですか。それはもう保護者、持っておられる方がもう危機感を持って言っておられるんですよ。そんなことは別に隠すとか、そんな問題ではないんですよ。

だから、小学校はできたら私は統合、しかし村に統合したところで、いずれ村も人口が減ってきます。それはそのときのまた、先ほど言いましたように、和束町と3カ町村は25年後には4,000人となる、そういった数字は町長は先ほどから無責任とおっしゃるけれども、現実的にそうなるんですよ。笠置町の人口もピークは三千何ぼあって今1,500でしょう、半分でしょう。現実的にそうってきているんですよ。

次に、予算についていきます。

5年後、10年後を見据えた予算編成を行う必要がある。これは、この前の決算のときにも監査委員から指摘されていることなんですけれども、笠置町にとってゴルフ利用税が、収入の割合が全国で一番高い。これは廃止されようとしています、4,600万。

8月の市町村1期目議員研修が京都市内で行われ、稲垣議事進行課長が名指しで、笠置町がゴルフ利用税の税収に係る割合が全国で一番高いとおっしゃった。私もこれ以前の議会で言いました。なぜゴルフ場だけがというと、昭和29年に娯楽利用施設税というのがパチンコ、マージャン、ゴルフがあったんですけども、消費税導入の平成元年にはパチンコ、マージャンは外されたわけです。ゴルフ利用税だけが残ったわけです。これが今度はオリンピ

ックで正式種目になれば外される、そしてもう一つ、消費税が10%に上がれば、なくなる可能性があるわけです。あと、補助金としてまたもらえるかどうかわからないんですけども。府下市町村の財政、京都市を除いた場合、24年度では地方税は31.7%、笠置町は約11%、地方交付税は22.8が、笠置町は約50%を占めております。本当に財政の硬直化というか、大変な事情になります。

そしてまた、27年の国勢調査の人口調査により、交付税がまた減額、人口にいきますから減額される可能性があります。経常比率が府下では24年度決算106.8、25年度105.8と京都府下では断トツに、100以上は笠置だけです。ほかは90以下、80台のところもあります。財政への硬直化が進んでおります。

そして、先ほども見ました健全な財政構造ではないことが25年度の決算で報告されている。審査の総括意見として、笠置町の財政需要に応じた補助基準に見直すことが重要であり、5年後、10年後の未来を見据えた事業の計画、執行を強く望んで総括意見としてと締めくくられています。こうしたことを踏まえ来年、再来年と、こういった予算編成にどういう、先ほど言いましたゴルフ利用税とか消費税、28年度からはいよいよ交付税も減ると思います。そういったこと考えて予算編成をやってもらいたいんですけども、どうですか、いなかですか。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問にお答えします。

まず、ゴルフ利用税の分については、大倉議員がいつも御心配していただいております笠置町のゴルフ利用税の歳入に占める割合は4%弱ぐらいでということで全国で一番。ただ、金額的に言えば4,000万ちょいということになるんですけども、その中で笠置町は、ゴルフ利用税の撤廃に反対するという各市町村のそういう団体にも入り、また府や国にもゴルフ利用税の権利を要望しておりますし、全国知事会を初め6団体でも、ゴルフ利用税の堅持を要望しております。そのいきさつと申し上げますのは、ゴルフ場を建設するに当たり、それに付随する道路、また水道等々の分について、当然、維持管理が必要でございます。その分について、ゴルフ利用税を十分一つの財源としまして使わせていただいているということで、私も国・府のほうにも要望書を送ったところでございます。その中で5年、10年後の笠置町の予算編成、交付税の分につきましても、国調人口の減に伴いまして当然減るということも予想されます。

交付税という仕組みにつきましては御承知だと思いますけれども、全体的な需要から入っ

てくる収入を引いたやつが交付税という形で入ってくるわけでございます。それが、ゴルフ利用税がなくなったとしたら、その分が普通は交付税で反映されるであろうと、私は考えておるところでございますけれども、御承知のとおり、国も非常に財政が厳しゅうございます。その中で、交付税のあり方自体が今後は非常に問題になってこようかと思えます。我々は笠置町に合った身の丈経営をいずれやっていかなければなりません。今もやっているつもりでございます。その中で、ハード的な事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総務財政のほうで把握をし、それで1年間これぐらいの金額でやろうということで今後は考え、それをする財源としまして、先ほど申し上げましたとおり、過疎債等や緊急防災事業債等を使わせていただく、これは特定財源というんですか、交付税算入がございまして、少しでも後年度の負担を減らすという意味で考えております。

我々も全職員が非常に厳しい事態を把握しながら予算を要求し、また切り詰めるところは切り詰め、必要なところは当然必要ということで計上もしておりますので、今後もそのような状態を引き続きやっていきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

要するに予算編成については、これからしっかりとやっていっていただきたい。時間の都合もあるので次にいきます。

次に、職員の定数管理なんですけれども、条例定数と予算定数。

今後、笠置町は大きく人口が減少する中、一旦職員を採用すれば約40年間雇用しなければなりません。途中で分限免職はなかなかできない。今現在、条例定数は48人ですが、今後、事務事業の見直し、民でできるところは民に、そして退職者不補充とかいった、あとは嘱託職員の採用とか、そういったことで48人を例えば47人に減らすとか、段階的にある程度やっていかないと本当に、先ほどから言っていますように、25年後には700人の町になれば、職員がどうせ余るんですよ。だから、そういったことを見据えて、職員の定数管理をやっていただきたい。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 確かに、大倉議員がおっしゃるように、人口が少なくなってまいりましたら、その予算規模等においてなかなか難しい面も出てこようかとも思えます。ただ、行政の仕事は大きいから、それから小さいから、仕事の内容そのものは、やはり大きい自治体と小さい自治体とは変わってくるでありましようけれども、項目そのものは変わらない。現時

点でも、笠置町の役所の中を見ていただきましても、建設課と水道、総務課は財政、税は住民課というふうにそれぞれ仕事を兼ねながら、一人の職員が幾つもの仕事をしているというのが現状であります。京都市のような大きいところでも、笠置町のような小さいところでも、一つの自治体であります。やる仕事の項目そのものは変わらないと思います。ただ、それに伴って扱う数字は当然変わってくるであろうと思いますが、やはりそういったことも含めて、これからの職員の採用のあり方といったものも検討してまいりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほど言いましたように、民ができると。例えば、笠置テレビ何かでもね、町の職員がたちこち行ってテレビを撮っているわけですよ。だから前にも言ったように、それを民に任せればいいんですよ。そうしたら、その方が机の上、デスクワークで仕事ができるんですよ、そういったこと。

それから、ことし予算つけていただきましたけれども、水道の検針、これもいまだに人がおられないということで、そのままになっておりますけれども、これ何かも一つの方法で予算をつけていただいているから、ぜひともこれをやっていただきたい。そうすると、職員の事務事業の見直しができるんですよ。

次に、防災についてであります。先日の広島では74人の方が亡くなられた。笠置町にとっても人ごとではありません。高齢者が多い笠置町の避難のあり方等が問われるところがあります。消防団の全国の団員数は1952年の200万人をピークに減り続け、2013年には約86万人、笠置町消防団条例は条例定数が110人となっているが満たしているのか。そして、第2条では笠置町に居住するもので18歳以上となっております。団員の方でも、他の市町村に居住されている方も聞きます。また、町職員の方でも、最近はこの市町村から通勤されている、いわゆる有事のときに本当に対応はできるのか。できればサポート的に消防団OBの創設を考えていますが、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 消防団でございますが、110名の定数を満たしていないのも事実であります。それは、やはり若者が町外へ出ていっているという現状にあると思います。議員御質問のように、有事の際にはどのようにするかという。有事の際には、やはりOBも含めて御協力をいただかなければならないであろうと思います。有事の際には、我々も当然、消防の経験のある者については、現場に出て一線というわけにはいかないとは思いますが、

やはり例えば火災のときに、延ばされたホースを真っすぐにして回るとか、いろんな仕事があろうかと思います。そういったときにはやはり近所、お互いに助け合いながら防災、消防活動に当たっていくというのも、私はやはり笠置のような小さい町には、そういったいわゆる昔からの民俗性というんですか、そういったものがあるのではないかなど、そんなふうに思っております。やはり消防団活動というのは、こういった町には消防団というのはなくてはならないものであろうかと思います。ただ、やはり以前とは違いまして、昔は消防団だけだった、ところが今は、消防署という本職がおられるわけでありまして、そういった消防署とのこれから綿密な打ち合わせにより、これからの消防活動に当たっていければと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま、大倉議員のほうから消防団の減少ということでありました。全国どこでも同じことなんですけれども、その件につきまして、少し報告だけさせていただきます。

確かに、御指摘のとおり、人不足ということで消防団の団員の確保ということが緊急な課題ということで、国からの通達なり、また府からの指導等もあります。その中で考え方として、例えば一つの例としまして、出動手当等のアップ等も一つの選択肢であろうかなというぐあいに私も考えておりますので、今後は、消防団の人員を何とか定数まで確保できるような施策もいずれ検討させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

消防団OBの創設はいかがですか。これは私も私の友達とかもそうなんですけれども、その方は消防団OB、我々の年代の消防団OBに入っておられます。そして、12月30日には歳末警戒とかも行っておられます。だから、足らん分を消防団OB創設したらどうかという話なんですよ。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの質問でございます。この質問につきましては、過去に杉岡議員からも質問いただきました。要は消防団OBの後方支援隊等々の部分でございます。その件につきまして、私はそのときに答弁させていただいて、消防団との話し合いが必要であろうと。というのは、そういう後方支援隊を組織されているところで、消防団とのいざこざ等があったということも事実聞いております。その部分の条件整備、また補償、条例化するこ

とにとって補償問題等々もございます。細かく言えば服代等々もございます。だから、今の段階ではそれができないので、何とか消防団を確保するという事で、先ほど申し上げたとおり、何とか出動手当等も一つの値上げを考えた中で確保してはどうかと、そのように現在のところ考えているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

もう時間も迫っていますので、最後に、今後の笠置町のあり方、上記以外にですね、いろんな問題点を言いました。ごみの焼却問題、観光・商工のあり方、観光協会もいずれ何か、揺れ動いているような話をお聞きしますけれども。

人口が減ってきたら水道代も減る、いこいの館の問題や空き家の問題等、本当に観光や商工のあり方など多くの問題を抱えています。今後の笠置町のあり方についての検討を、例えば、まち・ひと・しごと創生会議などを創設して民間有識者に諮問するとか、また人口減少を近々の行政課題に位置づけ、役場内で横断的に対応施策を強力に推進していただきたい。そして、これは既にもうやっている市町村があるわけなんです。近々の行政課題として、本当にやっていかなければ笠置町はもたないです。もうあと10年ももたないのと違いますかね。そしてこれをもとに町民の方々に広く意見を聞き、工程表を作成し、それを行政に反映すべきだと考えますが、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） これからのまちづくりについてということで御質問いただきました。

やはり10年ももたないのではないかと、大倉議員、予想ばかりの話、だからどのようにしていきましょうよという、そういった形の御意見もできればいただきたいなと思います。

それから、まち・ひと・しごと創生法案につきましては、これから政府の中で検討されていこうとしているわけでありまして。やはり、こういったことが国と一つの法案としてまとまりましたならば、やはり京都府を通じて我々もそういった形の、大倉議員おっしゃるような民間有識者を交えての検討に入っていかなければならないのではないかなと。しかし、我々は今やっている活性化策もあるわけでありまして。そういった事業をさらに、この創生法案がまとまりましたならば、国の法案にいかにか乗っかっていくかという、そういったことも含めて今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。これからのまちづくり、それから活性化策につきましては、行政だけの問題ではなくて、議会も含め、住民の皆さん方にそれぞれ

御協力をいただかなければなし得ないわけであります。その辺のことも含めて、これからこの創生法案を注視していきたいと考えております。具体的には、それぞれまた議員の皆様方にも御報告、それから相談を申し上げながら、事業を進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町長は最後に前向きの話を、後退的な話ばかりとおっしゃるので、ちょっと時間の都合で言わなかったんですけども、小学校の、例えば校舎を廃校にした場合には、全国でいろんなことがやっておられます。例えば、廃校体育館が市役所にとか、廃校がつくって楽しいとか、廃校で土地の魅力再発見、私はこれが高知の四万十川で小学校がちょうど川の前、ちょうど笠置と同じような形ですね、そこでカヌーをやっておられます。ここに宿泊施設等をつくって、住むなりさせてやっておられます。そして、蛍狩りとかいろんなこと、ウォーキングでもできます、泊まって。だから、私は廃校した場合にはいろんな型の考え方があります。老人施設とか、いろんな考え方があると思いますが、私はちょうどこういう町にいろんな若い子がここに泊まって、ああ笠置はいいところやなという形で、もしこの方たちが、若い方たちが笠置に、こういうところに泊まって、いいところやな、笠置に住みたいなという方がまたおられるかもわかりません。だから、そういった一つの、これは私の意見ですけども、できたら廃校になればこういう形がいいんじゃないかという意見だけ言っておきます。以上で終わります。

議長（西岡良祐君） これより暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時54分

再 開 午後 1時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

4番議員、西村典夫君の発言を許します。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

3点について一般質問をさせていただきます。

最初に、災害と防災についてお聞きします。

土砂災害防止法に基づき、警戒区域や特別警戒区域を指定しなければなりません。町においては、切山地区だけが未調査でしたが完了されました。これで全ての区域で調査が終わったわけですが、現況をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

土砂災害の警戒区域の件でお答えさせていただきます。

おっしゃいましたように、切山地区の急傾斜地の確認等も含め、笠置町で全て終わっております。全体で警戒区域は92カ所、特別警戒区域は71カ所に上っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、課長から答弁をいただきました。レッドゾーンが合わせて71カ所、イエローゾーンが合わせて92カ所、そしてまた切山には地すべりの警戒地域があるとお聞きしました。

これを考えますと、町民の大多数の方が警戒区域内で生活している状況です。広島で起こった土砂災害地域、花崗岩が風化してできた真砂土と報告されております。真砂土は崩れやすく、もろい土質です。町内も同様に真砂土です。このことが町民の皆様の不安をあおっております。他人事ではないでとも皆さん、心配されております。日ごろの心配を取り除くのは定期的な調査です。府とも協力されて、警戒区域の調査をぜひ実施してください。

それと、また、特別警戒区域においては追加調査が課せられておりますが、実施されたのか。この2点お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

調査の件でございますが、8月の広島の災害を受けまして、今月、府のほうからも緊急周知と緊急確認につきまして通知が来ております。それに伴いまして、今月の9日と10日に町内の防災行政無線を使いまして、住民の皆さんに各戸配布しましたハザードマップを改めて確認くださいと周知はしております。危険箇所につきましても、緊急点検の通知もありましたもので、職員により現在、確認しているという段階でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、また確認をしている段階とお聞きしました。そういう確認された後の調査の結果を必ず町民の皆様にもまた知らせていただきたい、そういうことをお願いしておきます。

今、笠置町内では、防災関連では府が大きな工事をされております。切山地区の地すべり工事と不動谷川の砂防堰堤ダムです。切山の地すべり対策工事、議会でも勉強会をさせていただいたわけですが、予算がなかなか決まらなくて工事がおくれおくれになっているとお聞

きもしておりました。もし、災害が起これば未曾有の大惨事になると知りおきました。工事の進みぐあい、完成予定、2件あわせてお聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの西村議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

府が施工されております東部の不動谷川並びに切山地すべり工事の進捗状況等についてはということでございますが、これにつきましては京都府施工の工事となりますので、京都府よりいただいております資料に基づきましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、東部の不動谷川砂防工事でございますが、こちらにつきましては、事業期間は平成19年度から平成28年度までの予定となっております。全体事業費といたしましては約6億円、進捗状況につきましては、平成25年度末で53.3%ということになっております。

もう1点、切山地すべり対策事業でございますが、こちらにつきましては、事業期間は平成14年度から平成30年度までの予定ということになっておりまして、全体事業費は約14億円、同じく平成25年度末でございますが進捗率、こちらのほうが78.6%ということになっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 府の工事ですので、なかなかわかりにくい点があると思いますが、不動谷川の砂防堰堤の進捗率が83.3%、切山の地すべり対策は78.6%とお聞きしました。不動谷川については28年度完成、切山の地すべり対策については30年度の完成とお聞きしました。この年度に完成するかどうか、その辺ちょっと確認をさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの件でございますが、先ほども申し上げましたとおり、京都府からいただいております資料に基づきまして答えさせていただいたということにして、現時点で不動谷川につきましては28年度の予定、切山につきましては30年度の予定というように聞いております。

それと、不動谷川のほうは25年度末で約53.3%です。よろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） これは何をおきまして防災工事ですので、町からも府に対して期限内に完成していただくような要請をしていただきたいと思います。

以前にも申したことですが、不動谷川の砂防工事における工事進入道路、立派な道がついております。私も何度も通りましたが、生活道路として利便性が高まっております。防災道路として緊急車両が入りやすくなると感じております。土地所有者の方の御意見もあると思いますが、工事が終わっても町道として残せないものか、私個人の意見ですが、どう考えておられるのか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員には前回も同じ質問をお聞きしたと思います。そのときも私はやはり、地元そして地権者の同意がなくてはならないものであるということを申し上げたと思います。切山地域においても、工事用道路を地権者の了解をもとにそのまま残しておいて、その道を使っているという、例えば切山地域の八幡宮の道路もそうであります。そういったいろいろな事例もございますので、やはり東部地区においても区のほうでどのように考えておられるのか、そういったことも含めてまとめていく必要があるだろうと私は思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 区の要望もあると思いますが、もしも区よりそういう残してほしいという要望がございましたら、町としても前向きに検討をしていただきたいと思います。

これも以前に質問させていただいたことではありますが、JR関西線上のナラ枯れした樹木の伐採を含む対策をと要望いたしました。予算も計上されていたわけですが、いまだ執行されておりませんが、どういう状況か、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） このナラ枯れに関しましては、一昨年より特に目立つようになってまいりました。やはり、ナラ枯れと申しましても簡単に誰でも木を切っていいんだというわけにはまいらないと思います。土地の所有者が木も含めて管理をしておられるという、これも現実でありますので。私どもは京都府に申し上げたのは、せめて笠置山は京都府立公園だから、ひとつナラ枯れについて対策をしていただけませんかという要望を上げてまいりました。金銭的には、また担当課のほうからお答えすると思いますが、我々としましてはまず地権者である京都府、それから関西本線上のナラ枯れが危険であるということをおっしゃいましたが、JR西日本の亀山鉄道部のほうにもその旨お伝えをいたしております。やはり、列車の運行上、安全対策をとるのも、これも私はJRの責任ではないかと思っております。そういうことも含めて、町といたしましては、京都府にも、JR側にもそういった要望を出しております。以上です。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの件についてでございますが、ナラ枯れ対策、こちらにつきましては、西村議員おっしゃっていただきましたとおり、昨年12月の補正におきまして、京都府の補助金を活用いたしまして20万7,000円の予算計上をさせていただいたところでございます。その後、京都府とも相談させていただきながら、実際にそういった施業が可能な業者さんというものが限られてまいるんですが、見積もりを依頼したところ、それにより提出されました見積額というのが予算額をはるかに上回る金額であったということで、実施を見送ったということでございます。

今現在、葉が茶色くなった木というのは多数ございます。でも、これらが全て枯れてしまうというわけではなく、また枯れた木がすぐに倒れてしまうといったことにつきましても少ないようには聞いておりますが、先ほど町長も申し上げましたとおり、笠置山につきましては、国の史跡、名勝地でもありますし、また京都府の自然公園でもあるということで、景観の保全やまた安全管理上の話も踏まえまして、今後、京都府それからJRのほうも含めた中で対策について相談していきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、課長から予算が合わなかったと答弁をいただきました。いま一度、仕切り直してください。府内のナラ枯れの被害は南下してきております。景観悪化や倒木被害、森林火災といった危険性が高まるためにも、府は市町村に対策を呼びかけております。JR線上に倒木でもすれば、大変なことになります。せめて、調査だけでも府に対してしてくださるよう要望してください、どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの件ですが、山城広域振興局さんのほうとは既に御相談をさせていただいた中で、昨年度の予算計上等についても御相談をさせていただいた上でのことというふうに聞いております。

あと、先ほど申し上げましたみたいに、府立自然公園というようなことになってまいりますと、山城南土木事務所さんの管理室のほうと、例えば松の関係、松くい虫の関係につきましても、いろいろと事業をやっていただいているという経過もございますので、それと同じような形でナラ枯れ対策についても何かこういった、そのような手法がないかということをお話させていただきたいというように考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 先ほども申しましたように、ナラ枯れは南下して南部で広がっております。笠置山も以前より増してナラ枯れした木が目立っております。ナラ枯れに対して対策を京都府と相談されて進めていただきたく思います。

避難所についてお聞きします。

避難所に避難する勧告、広島でもおくれた勧告指示と大きく新聞に報道もされました。極めて判断は難しいと思われませんが、避難行動を示す手順、タイムラインを設定をと国は指導されております。町の取り組みはどうなっておりますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

西村議員の御質問、タイムラインについてお答えさせていただきます。

タイムラインとは防災行動計画、事前に行動の計画手順について計画するというものです。最近、ここ一、二年の間に国土交通省とか気象庁が計画の作成を推進されております。ことしになってからでも、試験的に導入されている自治体もあると聞いております。特に、台風などの場合でしたら、上陸する、最接近する時刻がわかりますので、それに基づきまして72時間前とか48時間前というような計画を立てられているようです。

笠置町といたしましては、まだそこまでは至っておりませんが、台風の場合でしたら、今も申しましたように、府の防災システムの通知を受けながら、それから気象庁からのファクスとかダムからの放流連絡などを受けながら、何時間後には例えば飛鳥路の潜没橋がつかってしまうというようなことについて、時間的に予測は立てております。

ただ、それを形にしたものはまだつくっておりませんので、これができましたら町と消防団とか、ほかの機関とも連携もできますし、重要なものになってくるとは思いますが、今の段階ではまだできていないというのが実情です。今後は地域防災計画もありますので、中については、ちょっとそこら等は検討させていただきたいと思いますが、今はまだ運用と申しますか、今のシステムでの運用として時間的なことで使っているというぐらいものであります。失礼します。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） タイムライン、まだ十分整備ができていないというお答えをいただきましたが、またきちんとしたタイムラインの設定もお願いをしておきます。

防災行政無線についてお聞きをします。

各区とも同じ条件と思いますが、私は南部の住民ですので、その立場でいろいろお聞きを

します。南部公民館が避難所に指定されております。いまだ使用はされていませんが、使用された場合、誰が開設し、誰がお世話といたしますか、運営をされるのでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

避難所につきましては、町で開設といたしましたら産業振興会館と笠置会館、それから役場につきましては、警報発令時に職員が対応して開設しております。ほかの地区につきましては、町のほうから区長さんのほうにお願いするなりして、その都度開設をお願いしている。警報が出るたびということではありませんけれども、危険が増せばということで、南部区の公民館につきましては産業振興会館がありますので、南部の区長さんにお願いするということは今まではしておりませんでした。南部地区の方については産業会館を使えるということで防災無線のほうでもお知らせしております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 何かの都合で産業振興会館が避難所として使われない場合、南部公民館が避難所となります。そういうときに誰が開設し、誰がお世話をされるのか、誰が運営をされるのかということを知っています。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま西村議員のほうから南部公民館での避難場所の設置等について、また管理を誰がするかという御質問でございます。

通常、南部の避難につきましては、先ほど総務課長が申しあげましたとおり、産業振興会館のほうでお願いしている。と申しあげますのも、南部公民館というのは2階建てでございまして、2階のほうが広く避難場所には適して、1階にはありますけれども非常に狭いという部分もございまして。非常に高齢の方等々を考えたとしたら、やっぱり産業振興会館で避難をしていただくというのが本来であろうかなと。ただ、何らかの理由で使えない場合は当然、南部公民館でお世話になるわけでございます。その際には、今もお願いしております区長さんのほうで開設をお願いし、必要に応じてまた職員が行くことも想定の中に入れて中で現在のところ考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 区長さんにお願いして開設をしていただく。そして、その運営は場合によれば職員が出向く、そういうことで理解していいんですね。

その中で、もしも避難所の中で何かが起こった場合、その責任はどうなるんですか。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、避難場所での事故等による責任という話でございます。

この事故等にはいろんなパターンがあると思います。人災によるものなのか、自然災によるものなのか、いろいろあろうかなと思います。だから、現段階では誰がどうのこうのとはっきりはここでは明言は控えたいと思います。ただ、その状況に応じた中で、行政の果たす役割を果たしていった中で事が生じたとするなら、それは行政の責任になろうかと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 集会所、公民館には対策本部と直接つながるシステムが設置されております。これは東日本大震災のときに、対策本部と避難所が連絡がとれず、被害を大きくしてしまった教訓から設置されたわけです。南部公民館にもこのシステムがついておりますが、これは誰が操作するんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

防災無線の操作の件でございますが、平成24年度にデジタル化に対応したものにつきましては、屋外局にあるものはどなたでも使っていただける状態にはあります。ただ、緊急時ということですので、一般の住民さんがふだんでも使われるという形にはしておりません。屋外局につきましてはボックスがついているんですけれども、放送設備の鍵は常時、今はあけております。中に説明書を入れております。集会所とか公民館に置いております可搬式のものについては、区の役員さんのほうでも使っていただけるような状態にしております。

先日、区長の皆様集まっていた席上で、説明を受けてないという区長さんのお声お聞きいたしまして、業者のほうとそれからうちの担当者のほうで調整はさせていただいていたんですが、なかなか日程が合わず、個別にうちの担当者のほうで今説明に行くように指示をしているところでございます。

アナログのものもございまして、そちらにつきましては、アナログが終了するぐらいまでにはデジタル化への更新ということを今、予算上は考えておりまして、大体28年ぐらいをめどにという形で計画しておるところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） この設備ができて、もう四、五年になるのに、まだそういう使い方のノ

ウハウを区に対しても説明をされていないということが現実です。これは大きな問題だと思います。早急に区の方でも使えるような、そういう説明会をぜひ早急に開いていただきたいと思います。

今、課長のほうから、屋外機について少しお話をいただきました。いざというとき、対策本部からこの放送を用いて避難などを呼びかけられるものと思いますが、屋外機の下に、課長も申されましたようにマイクも設置されております。いつ、誰が、どんなときにこの屋外機を使っていいのですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

先ほど少し触れさせていただきましたように、緊急時でしたらどなたでもという言い方にはちょっと無理があるかもしれませんが、消防団、今、中で対応できる者といたしましては、職員そうですし、消防団、それから区の役員の方々に使っていただいて、避難なりしていただくという使い方を想定しております。自由にどなたでもというわけにはいかない、防災上のものでありますので、鍵をあけて使って使えるようにはしておりますが、そういった緊急時ということに限定させていただきますして、使えるのもそうなりますので、職員とか、できましたら区の役員さん何名か、それから消防団のほうで操作ができるようにと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 課長は、鍵はいつもあいているとおっしゃいましたけれども、実際は、鍵はかかっております。私も確認しましたがけれども、鍵があいていません。こういう鍵はどこで保管されているのでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません、失礼しました。

6月ぐらいに職員のほうで鍵をあけるということになっていたのですが、全部の地区についてあけていると思っておりましたが、庁舎のほうで鍵のほうは保管しております。あとは区のほうでもと思うんですが、すみません、ちょっと勉強不足で。参事とお話をかわらせていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの西村議員の質問でございます。

屋外機の無線につきましては、通常あいている場合とあいていない場合がところどころ見

受けられます。鍵はその無線機の下のほうの箱かどこかに入ってるかなというぐあいに、ちょっと私も業者のほうの説明を消防主任と一緒にいったときに受けたように記憶しています。ただ、これも再度確認をさせていただいて、また議員なり、各区長さんのほうに報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） ずっと鍵をあげっ放しにしておくというのも、また何かいたずらをされるんじゃないか、そういうのも心配しますし、ずっと鍵をあげておく必要もあるし、その辺難しい判断ですが、よろしくお願いします。

以上のことをいろいろ踏まえて、防災行政無線の使用要綱のようなものをつくられて、例えば緊急時とはどういうときに判断するのかとか、これは区の役員の方が使っているのかとか、それをいつ、どんなときとか、そういうふうな使用要綱をつくられて関係機関に説明されていく、こういうことが私は必要かと思いますが、その辺どうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、新たに設置したものもありますので、マニュアル的なものは各区なり、消防団も含めて使っていただけるようなマニュアルは必要かと思います。以前からございます防災行政無線につきましては、昭和61年に設置したときにつくってはおりますが、新たなものもありますので、そこら整理した上で、またお示しできるようなものをつくれたらと検討させていただきます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしく検討お願いしておきます。

避難施設に国や府から太陽光パネル設置の補助制度があります。避難所が停電にでもなれば非常に困るわけで、避難所としての役目が果たせなくなります。ぜひ検討されるべきだと思いますが、どうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） お答えいたします。

避難所施設へのソーラー等の設置につきましてはですが、確かにいざというとき蓄電を利用できるという面では大変有効だと思います。

笠置会館の場合、2つの問題がございます。1つは、十数年前に雨漏りが原因と思われま

すが、軽量鉄骨で屋根を足していること、もともとは陸屋根でした。それに屋根をつけていること、その上に重さがどのぐらいか、ちょっと私は承知しておりませんが、発電用のパネル等を設置できるかという設計上の問題が1つ。

もう一つは、こちらのほうが問題なんですけれども、後でまた説明させていただきますけれども、今回行います耐震診断で改修が必要となった場合、まだ今現在ではわかりませんが、必要となった場合はその工事に対しまして京都府下でもこの2年間、27、28年で、もう12館の会館、隣保館が手を挙げております、改修にね。その12館にしても、国が7億程度の予算を47都道府県で分けているわけです。恐らく2館、多くても3館が1年でできる範囲だと思います。

それで、その採択というか補助の実施年度、決定された年度にうまくソーラーの、別の補助になりますんで年度が合うかどうかという問題もございまして、先にソーラーのほうに手を挙げて採択されても、そちらが後回しになって間が2年以上あいたとなれば、繰り越し等も実際難しい現状となり、結局、補助金は諦めざるを得ないということもありますので、その2つの調整がうまく、どんぴしゃ合うたら実施できるかなというふうに考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、室長のほうから笠置会館を例にとって説明を受けたわけです。そのとおりだと思います。また、避難所は笠置会館ではなくて、ほかにも施設がございまして、そういう施設についてはできるだけソーラー設置を目指して取り組んでいただきたいと思います。

重量のことで問題になると言われましたけれども、屋根だけではなくて周囲にそういうソーラーを置ける場所はないか、そういうことも検討されて、きちんと避難所として機能するような考え方で前向きに、私は取り組んでいっていただきたいと思います。その辺、課長どうですか。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、避難場所への太陽光発電の設置ということで話がありました。

この件については、京都府からも補助金がありますよ、どうされますかという話もございました。その中で、庁内の管理職と話し合った中で、避難場所の中で産業振興会館、笠置町役場、体育館等々が、ある部分でそういうのが設置できるのではないのかなという話に至り

ましたけれども、ただ、これらの場所につきましても、笠置山との景観の問題がございまして、なかなか非常に厳しいのではないのかなど。というのは、ある部分で各場所によつたら非常に景観の厳しいところもございまして。よって、今回はこれを教育委員会と調査しようという話で、今のところ終わっております。ただ、我々もそういう話については敏感になりながら、できるものについてはやっぱり対応はしたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 避難所として位置づけた場合、やはり停電になったらぐあい悪いわけですから、やっぱりソーラーを設置されて、蓄電されて停電のときにも対応できる、そういう姿勢が私は大事だと思います。今調整をされていると答弁いただきましたので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

避難所に関して、笠置町においては福祉避難所、現在、振興会館1カ所だけですが、高齢化も進んでいくわけですから、トンネルより東にもう1カ所、私は必要と考えます。笠置会館、今後耐震工事に取り組んでいかれるわけですが、それとあわせて、福祉避難所としての施設の整備をされるべきではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

議長（西岡良祐君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） お答えいたします。

笠置会館の耐震化工事に合わせてということですが、まだ診断の結果が出ておりませんので、そこら辺はまだ前後すると思います。

先ほどの話ですが、福祉避難所の考え方としましては、一応公共施設だけではなく、小中学校や公民館、デイサービスセンター、その他公共施設や民間の福祉施設や宿泊施設は、基本的には人員体制や施設の設備が整っていれば指定ができるというふうになっております。何よりも町のほうの話ですが、規模からいまして広さや人口的に見ても1学校区で1カ所程度。それはなぜかという、医療施設の数とかにもありますが、人員の問題とか医師、長期にわたる場合の医師の配置等が複数の福祉避難所にした場合、かえって整備しにくいということで、できるだけまとめてという形になっていると思います。そういうのを考慮すれば、1次避難所のように決して多数あればいいというものではないと思います。

また、うちの笠置会館が1次避難所として水や非常食、毛布の備蓄はしておりますが、介護機材とか衣類、また医薬品や移動用のトイレ、ベッド、酸素ボンベや補装具等の備蓄物資と機材も必要になってきますので、その保管場所、またあわせて、現在は1名で災害時にそちらのほうで詰めておりますが、警報時に毎回班体制で福祉避難所に詰めやなあかんという

ようなこととか、また避難が長期化した場合には平常業務との調整もしくは医療機関との調整が非常に難しいのではないかというふうに考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 福祉避難所をもう1カ所ふやすということには、いろいろ問題があるということをお聞きしました。それなりに理解をいたします。

いざというときに、避難に援助が必要な人に対して、前回の議会において防災計画の中で要援護者対策を講じていくと答弁をいただきました。日常的に情報を開示する、そのために個人情報保護審査会も開きたいと答弁をいただきました。情報を開示されるのは、同意された方だけですか。また、もう9月も終わろうとしておりますが、保護審査会が開かれる予定をされておりますか、2点お聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、6月議会でも答弁させていただきましたとおり、地域防災計画の策定に当たっては防災会議を開く予定としております。現在、7月末に入札が終わりまして、業者のほうと今、内容について担当者とは調整を進めているところで、大体めどといたしまして11月ごろに防災会議を開く予定としております。その中で、要配慮者の方々の情報開示の位置づけについて御意見をいただくこととしております。それが済みましたら、個人情報保護審査会の開催とか避難行動の要支援者名簿の作成などは保健福祉課のほうと連携をとりながら、確認作業を進めていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 情報開示すると、そういうことを答弁いただいたわけですがけれども、今お聞きしましたように、同意を得た方だけの情報を開示されるのか、そうではなくて全ての方の情報を開示されるのか、この点お聞きします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

避難要支援者の関係でいいますと、要支援者の名簿提供ということは、今回改正されました災害対策法の49条の11に載ってしまっていて、そこで関係機関いわゆる消防機関あるいは民生委員、それから社会福祉協議会組織、自主防災組織等に対してそういう名簿を開示すると。どういうときに開示するのかと、先ほど西村議員おっしゃいましたように手挙げ方式、

これは原則あるわけですが、ただ、今回の災害対策法の改正で位置づけられましたのは、町村の防災計画で前もって議論された中で位置づければ、手挙げ方式によらなくても関係機関で共有できるということも位置づけられた。あるいは、防災計画でなくても個人情報審議会で審議をされて、そこで合議されれば関係機関で共有できると、そういうふうなことで前回答弁させていただいたところでございます。当然、本人が同意いただくのが一番なんです。今回の災害法の改正によってそれも可能であるというふうな位置づけをされたので、それによって今後笠置町もそれに従って共有したいというふうに考えています。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 一番肝心なのは、そういう情報を開示されて、その後どう取り組んでいけるか、これが大きな課題です。現にいざというとき、援助を希望されている方が実際おられます。そういう人たちに早い対策を講じていかなければならないと思うんです。だから、開示された後、具体的にどういう取り組みをしていくのか、そういうことが問われるわけで、私は以前から言っていますように、そういう各機関の団体の方が集まっていただき、こういう体制をどうやってつくっていくか、そういうことを相談される場を設定されるべき、そういうことを提案しておるわけですけれども、その点はどのようにお考えですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） ただいま議員おっしゃいましたような提案は理想でございます、それに向けて頑張っていきたいと考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしく取り組んでください。

最後に、広島市の危機管理部長が反省点を出されております。災害対応の難しさを痛感した。避難勧告さえしておけばよかったという反省だけではなくて、どうすれば避難行動、安全が確保できる行動につなげてもらえるかが一番問われたと言われております。町民の方に日ごろの防災意識を高めていただくために、常に啓発、啓蒙していただきたいと考えます。

それと、政府広報のホームページにいろんな災害の前兆があると掲載されております。例えば、土石流の前兆現象として山鳴りがする、急に川の水が濁る、流木がまざる、腐った土のおいなどがする等書かれております。こういうことを家庭に配布されて、常に意識を持ってもらうことにつながると思います。ぜひ、取り組んでいただきたいと思いますが、どうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃったように、町のほうからの情報提供ももちろんなのですが、住民の方々にも適切に行動していただくためには、常日ごろの啓発なりが必要だと感じております。防災無線もそうですし、さきに6月に各戸配布したハザードマップを確認していただきながら、簡単なものにしておりますが避難所の確認とか避難経路の確認、こちらが考えておる以外にも適切な方法等も経験上から持っておられる方もたくさんいらっしゃると思いますので、そちらのほうも、住民の方々からこちらのほうに情報提供もいただきたいと思いますし、こちらのほうも適切な情報提供をさせていただきたいと思いますので、それに関しましては今後いろんな方法を使って啓発させていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 先ほど申しましたように、前兆としていろんなことを申しましたが、そういうことが家の壁に張ってある、そういうことが私は常に防災意識も高まりますし、すぐわかりやすいことと思いますので、そういうことが実現するようにぜひとも取り組んでください。よろしく願いしておきます。

次に、医療・介護綜合法に基づき、介護保険制度が来年度から変わります。

大きな点は4つあります。要支援者への訪問・通所介護を保険給付から外し、市町村の事業に移す。2015年4月から2017年4月までにしなければなりません。年金収入280万以上の方の利用料を1割から2割に、これは15年8月から始まります。特養の入所、要介護3以上に限定されます、15年4月から始まります。施設の食費、維持負担料、軽減していた補足給付も縮小されます、15年8月から始まります。全て大きな問題であります。町にとっては要支援1、2の方が保険給付から外され、町がかわって多様なサービスを提供しなければいけなくなります。そのために、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始しなければいけません。2017年4月までと猶予はありますが、町はいつからこの制度を実施されますか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

新しい介護保険法に基づいて給付を開始するには、それぞれの市町村で条例を定めて給付しなければなりません。今後、いつ条例提案するか、本年度になろうかと思うんですけど

も、それによって、それに基づいて今度はどの事業者に委託するのか、あるいは指定業者を見つけるのか、それから、今後は市町村が費用の算定業務、そういう事務が発生してくることになります。そこも新たな事業となってくるわけで今の体制でいけるのかどうか、いろんな課題が、実施をしようとするれば、今、山積しております。そういうところを見きわめまして、いつから実施するのかということについては、来年4月からということは今のところ申し上げられない状態でございます。言われるように早い時期にとは考えておりますが、そういう状態であるということは御承知いただけたらありがたいです。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 2017年4月からはどうしても始めなければなりませんので、それほど期間もございません。いろんなことを精査されて、できるだけ早く立ち上げられるべきだと私は思います。

この新総合事業は全国一律の基準がありません。サービスの内容や単価などの基準は町が独自で決めることになります。笠置町には要支援1、2の方、何人おられますか。現在、そのうち何人の方が介護サービスを受けておられますか。また、給付費は幾ら発生しておりますか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

今回の介護保険法の大きな柱の一つ、要支援1、2の方が介護保険業務から外れるということになるんですけども、そういう観点からの御質問ということでございますが、最新の26年8月審査分の情報で申し上げます。認定者は要支援1、2、合わせて40名、うち給付受給者数につきましては、居宅介護だけでございますが23名、給付額につきましてはおおよそ給付額の総額は2,000万、年間介護保険で。これは公費負担分です、9割分。2,000万ございますが、そのうち要支援1、2で98万少々、100万円弱というふうなことで実績が上がっております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 総合事業の要支援者の方へのサービスの費用の上限は、前年度の実績に75歳以上の方の人口の伸び率を掛けたものが上限となります。もし仮に、来年度から実施するとすれば、笠置町はどれぐらいの金額になるんですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） すみません。まず、さっきの御質問でちょっと説明不足だった

んですが、98万というのは月額額ですんで、8月分ということで申し上げたんですけれども。

それと、笠置町が実施するとどれぐらいの事業になりますかということですか。他の財政措置、遅滞措置等は講じられるところでございますが、先ほどの額がそのまま事業を実施すれば9割分に当たります。それを1.1倍していただければ全体の事業費になるかと思えます。そこが今後、条例で決めるところでございますが、利用負担なりを町で定めていって、公費負担分が決定される部分になるかと思うんですけれども、ちょっと質問の趣旨が間違えてたら、もう一度答えさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 上限を超えたサービスを展開した場合、その分については補助金はなく、町の負担になります。それに、さらに削減していく工程表もつくらなければならない、そういう仕組みになっており、町にとってはすごく厳しいものと思えます。そのためには、新総合事業の上限をにらみ、多様なサービスを展開していかなければなりません。国のガイドラインでは、ボランティアやNPOなど非専門職によって受け皿をつくりなさいとされております。町としては、どういう形で受け皿をつくれようと考えておられますか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 御説明あったように、地域支援事業の大きな骨組みになってくるかと思えます、予防給付につきましては。現在、その総量規制がされていまして、町の将来の3カ年の給付費の3%、3%枠というのがあります、現在かなりの余裕はあるんですけれども、その予防給付を含めたらその額がどうなるかというところが一番の争点になってこようかと思うんです。その辺は、今後改正されるとも予想されますので、今の段階で町単費がその分丸々ふえるとか、そういう推測はできていないんですけれども、限られた事業費の中で効果的な事業を実施せざるを得ないのかなというふうに考えています。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） そしたら、まだその受け皿として具体的にNPOとかボランティアとか、また違った事業所に委託する、そういうことをまだ考えておられない、そういうことですか。はい、わかりました。

私、以前から提案しておりました介護ボランティア制度が今、注目を集め、採用される自治体が急増しております。現在では209市町村がやっております。厚生労働省も資料の中で、「介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展

開」等を掲げておられます。受け皿の一つとして検討されてはと思いますが、どうか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

当然、一般施策になりますので、介護保険事業から離れます。その中で、いわゆるフォーマルな事業とインフォーマルな事業という部分が出てこようかと思えます。社会福祉協議会のような、いわゆる今御提案のあったようなボランティアのサービスというのも当然拡充していかなければならないことでしょうし、また公式にはやはり行政としてフォーマルな部分をより充実していくという必要もあろうかと思えます。御提案については当然、慎重に検討して反映させていけるような体制づくりをしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 西村です。

ボランティアをすればポイントがたまり、お金や優待券がいただける、こういう短絡的なものではありません。いろいろ工夫をされてユニークな制度をつくられております。元気な高齢者の社会参加、生きがいつくり、介護予防にもつながりますので、ぜひ先進地の取り組みを調べられて、取り入れられるものは取り入れてください。

示されたガイドラインは、このように給付費を抑える安上がりなサービスに切りかえていく。それに、介護保険の認定の際、先ほど課長も申されましたが、窓口で25項目のチェックリストで振り分けされます。俗に水際作戦と言われております。また、地域ケア会議も立ち上げが必要で、そこで利用者の目標設定を決め、達成できればサービスを卒業させていくことも可能となりました。俗に卒業作戦と言われております。笠置町は引き続き、きちんとした認定をされること、本人が必要とされる以上、サービスを受け続けられる体制をつくっていただきたい、このことを確認いたします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

介護認定のお話でございますが、当然言われたようなことは今もやっているところでございまして、引き続いてそういう適正な介護認定というのはさらに充実させていくと。

要望されればそれに応えていくような体制というのは、先ほどのちょっと言葉がございましたが、それはやはり厳正な中で第三者機関が適正に判断した中での介護認定をされるわけ

で、そこは話がちょっと飛ぶんですけれども、予防給付が今回介護保険法に外れたというところ、財政難というところというのも、これからの超高齢化社会を迎える制度というところも踏まえて、適正に判断していかなければならないというふうに考えておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） いろいろお聞きしましたが、今回の改正は改悪です。けれども、現在の給付総額は9.4兆円、2025年には約200兆円になると試算されております。トイレや食事など、身の回りの支障のない方は自助や互助によって自立生活を続けるようにしなければならぬのです。金も人もないから要介護を市町村に任せる、そう受けとめないで、地域独自の介護予防をつくるということは、町民一人一人役割を持ち、生きがいや信頼を感じられる地域づくりにつながります。ともに助け合う、そういう気持ちがあふれるまちづくりができますよう、そういう仕組みを築き上げてください。朝からもいろいろ、これから町をどうするんですか、いろんな質疑が出ておりました。私はこういった気持ちあふれるまちづくりこそが、ひいては人口増加につながり、住みよいまちであることを外に向かって発信もでき、移住者も迎えられる、何よりも大切なものと私は考えております。町長の御意見をお聞かせください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議員おっしゃるとおりだと思います。やはり、笠置町は福祉の充実したまちであるという、そういった大きな面目のもとに、これからまちおこしをしていかなければならぬだろうと思ひます。それはやはり行政も、そして住民の皆さん方もともに歩んでいかなければならぬ、そんなふうにするわけでございます。今後とも御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） こういうことは行政、また議会、また町民の皆さん、みんなで力を合わせてやっていかなければならぬと感じております。

最後に、臨時福祉給付金についてお聞きをします。

申請の期限が迫っております。対象者は何人おられて、申請されたのは何人ですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

臨時給付金につきましては、国の試算ベースで対象者は500人余りという数字を出させ

ていただいて、現在約160名の申請があったと、3割弱というふうな状態でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、課長は3割とおっしゃいましたけれども、これ対象者の3割の方が申請をされているというふうに理解していいんですか。3割しか申請がされていない、そういうことなんですか。

国は予算を立てて執行しているのに、なぜ町は対象者の人数をもっと具体的につかめないんですか。木津川市や奈良市では、対象者に向けて申請書を郵送しておられます。なぜ、町はこのようなことをできないんですか。片方の行政ができて、片方の行政ができない。同じ行政であるのに、なぜこんなことが起こるんですか。小さなまちであるからこそ、こういうことができるのではないんですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ほかの市町村が対象者に配布されているということを言われましたが、私のほうからすれば、それが非常に問題であろうと思います。対象者というのはどういう定義でされるかということをもう一度考えていただければ、当然、非課税者、個人給付ですんで、住民税均等割の非課税者、それからもう少し要件はあるんですけども、大まかに言うと、課税者に扶養されていない方が申請できると。それを発送段階で特定することが、私が考える限りは不可能であるというふうに考えます。扶養されているかどうかについては、情報は絶対つかめません。町の課税状況だけを捉えればできるんですが、ほかの扶養という面がありますので、扶養というのは生計を同一していなくてもとれるわけです。そういう状況が町の情報だけではわからないので、特定することは、これは事実上不可能です。ですから、ほかの町村で見込みで送っておられると思います。そういうことをすること自体は、私にとっては不可能であるというふうに考えます。ですから、笠置町については、対象者は皆さんですので、該当される方はどうぞ申請してくださいということで、全戸配布2回、防災無線も既に数回及んでいます。ただ、先ほど議員言われましたように、給付率というのは思わしくない。

それから、国の試算方法です。前年度の課税標準調査によって、何人いたからその数字を持ってこいとか、いろいろ細かい国レベルでの試算方法を当初用いた、それしか推計する方法しかなかったんで、ただ全く勘違いの数字ではないとは思いますが、ある程度のばらつきはあろうかと思えます。

そういう中で、現在3割弱、ただ忘れられている方も多いかと思いますので、さらにPR

はする所存ですし、ちょうど老人手当を配布させていただいてまして、皆さんに御周知させていただいているところで、やはり周知不足のところもありますし、ちょっとそんな思わへんかったわというふうな方もあります。まだまだ周知する必要もあろうと思います。この場をかりてPRさせていただきたいと思うんですけれども、申請期限が9月末ということになっておるんですが、6月から3カ月受けています。もう少し、国の制度によれば延期できますので、1カ月なり相当の申請期間の延期をして、PRして給付率を上げていきたいというふうに考えています。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私は今、課長の説明を受けたわけですが、どうしても理解できない。現実には、木津川市や奈良市ではそういうことをされておるのに、笠置町はできない。課長に言わせると、そういうことをやっておるのは問題があるとまで言われました。でも、片方でそういうことができて、町ではできない。どうしても私は理解できないんですけれども、入ってはいけない領域だと思うんですけれども、国が消費税増税を少しでも子育て世帯や社会的に弱い立場にある方に還元するためにされる施策です。

今お聞きしますと、まだ3割の人しか申請をされていない。知らなかった、わからなかったでは、この施策の意義がなくなってしまうわけです。こういうことを考えれば、一步も二歩も踏み込んだ対策が私は必要だと思います。何らかの手だてを講じて、この制度の周知をもっと推進していただき、3割といわずに8割、9割の方が申請を出される、こういう状況をつくってください。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、臨時福祉金の申請に関するやり方等について質問がありました。

大きな市町ではそのようなやり方というのがやっておられるところもあるとは聞いておりますけれども、ただ、この臨時福祉給付金というのは保健福祉課だけじゃなしに、当然税が絡んでくるわけでございます。この税というのは申告の有無が入ってくるわけです。申告がなされない方にそれを送って、もし申告されて課税となった場合、返してもらわなければならないわけです。ということは、うちのほうで見込みで送って、次にかかりましたので返してくださいと、そういう話になるわけなんですよね。

それともう1点、扶養というのは、課長も申し上げましたとおり、笠置だけじゃなしにいろんなところで扶養がとれるわけです。その重複扶養ということで各町村が各税務課サイド

でお互いやりとりをして調査を行っております。だから、基本的には申請というのは本人が申請をして、それに基づいて町のほうでチェックをして、そしたら出しましょうとそれが私はあくまで申請主義の原則だとそのように考えております。大きい市でやっておられますのは、非常に複雑な事務で非常に時間を要するという意味で、なあなあという言い方は語弊がありますけれども、そういうやり方をやっておられるところもあるとは思いますが、うちは現実に即した形で対応させていただいていると、そういうことでございます。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

1点、追加の御説明を申し上げたいと思います。

申請書の配布方法でございますが、当然、個別通知ということも当初選定に入っていました。ここは厚生省の見解をいただいて、やはり、指定にして配布することは好ましくないという、そういう見解のもとで笠置町は全戸配布させていただいたということを申し添えさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） もう時間も参りましたので、最後ですけれども、現実的に申請が3割しかない、こういう現実を踏まえて残された期間、何らかの手だてを講じてください。

私の一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） これより10分間休憩いたします。

休 憩 午後2時13分

再 開 午後2時24分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして5番議員、瀧口一弥君の発言を許します。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

平成23年3月、第3次笠置町総合計画により発表をされた町土の保全に関するの検証を質問させていただきます。なお、前回質問された先生方の質問と重なる点もあるかと思いますが、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

この計画書が発表されてから、ほぼ3年と半年になります。その中で、保安林を初め水源涵養上、重要な森林の保全を進めながら、山腹崩壊、危険地区、急傾斜地の防災事業や河川の整備など、治山、治水対策の促進を図ると中にありますが、どうですか。事業計画は計画どおり進んでおりますかどうか、町長に質問いたします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま瀧口議員の質問でございますが、町土の保全に関しては、非常に幅広い分野に及んでおります。先ほど議員がおっしゃったように保安林を初め、水源涵養林などなど、そして大気汚染、水質管理、土壌汚染、公害防止システム等について、非常に幅の広いことで検証を行ってまいりました。具体的には担当課のほうからお答えをさせていただきますが、我々としたしましては、国あるいは府の事業も含めて、例えば先ほどからもいろいろ出ておりますとおり不動谷川、あるいは切山の地すべり工事等々、治山、砂防工事も含めて、いろんな工事がなされてまいりました。それらの実際の実績と申しますか、それらについても非常に幅の広いものでございますので、担当課で現在つかんでおります実際の数字を説明させていただきたいと思っております。

これらもやはり我々笠置町民にとってはなくてはならない町土の保全でありますので、これからはいろいろ計画を進めながら、町土の保全に向かって邁進をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

事業の具体的な体制で、個別に見えるところはいろいろ説明があつてよくわかるんですけども、町土の保全に関して全体像がちょっと見えにくいと、どこがどうなっているのやら、期日はいつできるのか、どういう結果が出たという全体像がちょっとつかみにくいので、事業計画書内で工程表内の作成はこれからどうですか、考えておられますか。町長、その辺、ひとつお答え願います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 事業の中身につきましては担当課がつかんでおりますが、私ども、第3次総合計画に基づきまして、実施計画書というのを作成いたしております。これは平成23年度から平成25年度までの期間でございます。平成26年度以降の実施計画書を含めて今後取り組んでいかなければならないだろうと思っております。

平成23年度以降、現実やっております事業等について、担当課のほうから説明をいたします。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 今の答えで、これから出していただくということで大体わかったんですけども、これはちょっと具体的な質問をさせていただいてよろしいですか。

それでは具体的な質問をさせていただきます。

この第3次総合計画以来、この計画で施行された主な事業の件数とこの事業に使われた総額、わかりましたらわかる範囲内でお答えいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたしました。

ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、瀧口議員のほうがおっしゃっておられるのは、まず最初に、総合計画の中で町土の保全ということで、保安林を初め水源涵養上、重要な森林の保全を進めながらといった内容のことになってくるかと思うんですが、これらの事業につきましては、治山、砂防事業ということになってまいりまして、ほとんどが京都府の事業ということになってまいりますので、具体的にその個々の事業費等についてはちょっとつかんでおらないところがございますが、平成23年度から平成25年度までの3カ年で、実際に京都府のほうとして取り組んでいただきました町内における当該事業の中身といたしましては、先ほどもお答えさせていただいた中にございましたが、例えば平成23年度でございましたら切山の地すべり対策事業、並びに同じく切山の八幡宮谷川通常砂防事業、東部の不動谷川通常砂防事業といったものがございます。あと平成24年度、25年度につきましては、これらの3つの事業に加えまして、治山森林保育事業ということで、京都府のほうでやっていただいております保安林内の間伐事業といったものもあわせて行っていただいたという実績がございます。

ちょっと事業費等につきましては、京都府様のほうの事業ということなので、正確な数字等はつかんでおりませんので失礼いたします。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） わかりました。正確な総工費がわからないと、結構です。

それでしたら、今後この計画の中で、まだ次の第4次までは時間があると思いますけれども、新たに計画している事業やまた改修・改造する事業の予定があれば、場所も含めてお答え願いたいと思います。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは京都府の事業ということではなく、この第3次総合計画の中で、先ほど町長も申し上げましたとおり、実施計画書の中で掲げておりました町の事業分というようなことでお答えさせていただきますと、今後新たに計画している事業または改修・改造する事業という

ようなことにつきましては、この第3次総合計画以降に事業として取り組みを始めました、例えば町道笠置有市線の改修工事並びに白砂川周辺を中心といたしました地域主導型公共事業に基づきます町道の新設事業といったこのようなものが該当してくるかと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

ことしの夏、広島、福知山等で多くの災害が出ました。その中で治山、砂防ダムがあつて助かったという地域も聞いておりますが、現状、笠置町にある治山ダム、砂防ダムの数と今のそのダムの実態、現状はどうなっているのかと、その辺、ちょっと数もたくさんあつてわかりにくいと思えますけれども、わかる範囲内で数と今の砂防ダム、治山ダムの現状を報告していただけますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

治山施設につきましては、山城広域振興局農林商工部の森づくり推進室、砂防施設につきましては、同じく建設部、山城南土木事務所管理室にそれぞれ確認をいたしましたところ、笠置町内におきます治山堰堤というものが、合計96基入っております。同じく砂防堰堤につきましては、40基が設置されているということで聞いております。

これらの現状についてということでございますが、まず治山施設につきましては、平成25年度に治山堰堤の本体や土留め擁壁等のコンクリート施設の点検を行っていただいたということでございますが、笠置町内の施設につきましては、緊急を要するような異常はなかったということでお伺いしております。同じく砂防施設につきましても、昨年の総点検並びに毎年実施していただいておりますが、梅雨前の点検等につきまして、同じく緊急を要して修理等が必要だというような施設はなかったと、このように聞いております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 緊急を要するところがなかったと。96カ所に、40カ所とたくさんあるものですか、これ。これはなかなか全部把握して調べるのも難しいと思えますけれども、ひとつよろしく申し上げます。

それで、ちょっと基本的な質問なんですけれども、治山堰堤と砂防堰堤というのは、管轄する場所が違うだけで、用途の目的は同じということで理解してよいわけですか。これどう

いう違いがあるんですか、容積の違いなんか……。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

非常に難しい質問ではございますが、一言で、難しく言いますと、まず森林法に基づきまして保安林内で行う事業というものが治山事業ということになってまいりまして、また砂防法に基づきまして砂防指定地で行う施設整備というものが砂防事業というようなことになってまいります。

先ほどもちょっとお話がありましたとおり、例えば山の水資源の涵養や山地の崩壊を防ぐというものを防ぐというものを目的とされるのが治山事業ということで、あとまた最近の大雨等によりまして河川のほうから大量の土砂が流れるということで、例えば人命並びに財産のほうに被害を及ぼすというものを食いとめるという事業のほうが砂防事業と、このようになっております。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

引き続き同じ質問ですけれども、緊急を要するところはないとおっしゃいました。私ら素人にはわかりかねることなんですけれども、治山堰堤にダムの上いっぱいまで土砂が堆積していて、これジャンプ台になって危ないん違うかというダムがたくさん見受けられるんですけれども、前の川西課長のときに、それはいっぱいになっても流域が広がって大丈夫なんですという説明を受けたんですけれども、この間テレビの解説で聞いておりますと、やっぱり余り満タンに堆積しているところは、ちょっと掘削して土砂を取り除いたほうがより安全になるよという意見も出てきているようです。

それで、取り除くとなると、もう既に20年、30年前につくった堰堤だからそこへ入る作業が入るような道までないと、大変なことはよくわかるんですけれども、その辺の治山・砂防堰堤に堆積した土砂に対してどのような考えを今持っておられますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

そのような状態になった施設の安全性という意味合いでのお答えといたしましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、前任がお答えさせていただいた中身と全く変わらないということになっております。

確かに砂防堰堤などの堆積土砂につきましては、今年の台風18号以降、特に目立つよう

になってきたわけですが、もともと砂防堰堤につきましては、背後に土砂をためることによりまして河川の勾配を緩やかにするという効果がございまして、それによりまして溪流の荒廃を防ぐといったこととあわせて、また大水によりまして、一時に一気に土砂が流れ込んだときに、そこで川底が緩くなっていることによりまして、そこで水の流れが緩やかになる、それによりまして土砂がそこに堆積するというので、下流域へのその土砂の流出を軽減しているという働きを持っているということでございます。

したがって、先ほども申し上げたとおり、土砂が堆積しているから直ちに危険ということでもございませんでして、また現在堆積している土砂につきましても、通常の水の流れによりまして徐々に流されていく、またそこに新たに土砂をためる空間ができてくるといったことの繰り返しになっているというようなことではございますが、確かに見た感じたくさんたまっているということで不安に思われるということもございしますので、これまでもそうなんですけど、今後も大雨の後とかにつきましては、土砂の堆積状況等を確認いたしまして、土木事務所などに情報提供を行うというような形で、連携した中で対応していきたいと、このように考えております。

基本的に砂防施設、治山施設ということになってまいりますと、京都府の事業ということになりますので、町のほうといたしましては、今申し上げましたとおり、そういうような形で、情報提供というような形をしながら連携を取っていきたいとこのように考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

昨今、10年ぐらい前からよく見かけるようになったんですけども、恐らく砂防ダムやと思うんですけども、今までの砂防堰堤は、ここが底としたら、こうなって、こうなって、この辺でとまっていたわけですよ、底より上で。今新しい10年ぐらい前から見るダムは透過型ダムというんですか、底までこう切つてあると。それで大きな岩石や流木の大きなものとめるために、その真ん中の一抱えもあるようなパイプ、とても頑丈やと思いますけれども、パイプをペケにして、その上に二、三重に組んで打つてあると。大きな岩石やら大きな材木はとめて、小さな瓦れきとか小枝は流すと、そういう構造の透過型ダムの施設が、このところたくさん見られるんですけども、こういうダムは笠置町にありますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいま御質問のあった透過型ダムというものでございますが、今御説明していただきましたとおり、これまで一般的でありましたコンクリートで全面をせきとめるものではなく、ふだんはスリットと呼ばれます隙間などから流れてくる土砂をためずに下流へ流しまして、大規模な土石流が起きた場合には、その大きな石や流木を食いとめるというような構造になったものでございます。このため、従来型の不透過型のダムに比べますと、川の水や土砂、これを自然に近い形で下流へ流すことができるということと、また魚や水辺にすむ虫、動物などがその堰堤の上流と下流を行き来することができるということで、環境にも優しい工法というように聞いております。

この透過型ダムでございますが、町内にあるのかというような話でございますが、先ほども申し上げました東部不動谷川のほうで、1号堰堤がその透過型ダムとして既に完成しております。現在施行中でございます2号堰堤につきましても、こちらも透過型ダムというような形で施工していただいているということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） わかりました。1号ができて、次に2号ができつつあると。ということは、従来の堰堤よりも透過型のダムのほうがより優秀であるということになるんですか。また、これから設置される堰堤についてはどのような工法、難しいと思いますけれども、優秀であるか、優秀でないかというのはなかなか結果が出にくいと思うんですけれども、わかる範囲でお答え願えますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの御質問でございますが、なぜ東部でこの透過型ダムを採用したかということは、山城南土木事務所河川砂防室のほうで確認いたしました。その回答によりますと、従来の不透過型堰堤というのは、これまでから多くの箇所で開催されておまして、先ほども御説明いたしましたとおり、背後に土砂をためるということにより溪流の荒廃を防ぐといった効果を持っておるわけでございます。これに対しまして、透過型は中小のそれほど大きくない規模の出水時、いわゆる平常時程度の流出土砂につきましても、自然と下流へ流す構造というふうになっておりますために、この堰堤の背面に土砂をためるということが、通常の場合は少なくなっております。このため、例えばその豪雨が発生して、土石流が発生したような場合には、これを受けとめるための容積をふだんから数多く確保しておけるといった利点があるということでお伺いしております。

不動谷川につきましては土石流危険溪流となっておりまして、これまでから透過型の堰堤

というのは一定整備していただいております。これによりまして、下流の民家付近というものにつきましては、これまでの整備をしていただいた結果で河床が安定した状態となっておりますということで、今回、上流からの土石流の捕捉を目的として、透過型堰堤を採用したというように聞いております。

したがって、性能的にどちらがいいのかというようなことではなく、やはりこういった目的で設置するのかということで判断をされているかと、このように考えるところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 大体理解させていただきました。わかりました。

それでは、続きまして、笠置町運動公園について質問させていただきます。

まず、使用状況、二、三年前から結構ですのでよろしくお願いします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

瀧口議員の運動公園の使用状況について説明させていただきます。

平成25年度は、土曜、日曜の使用、雨天の中止もありましたが、ほぼ100%埋まっております。平成24年度についてもほぼ100%の使用状況ですが、24年度は町の総合大会などがありまして、土日使用、平日から2カ月ほど使用を中止している期間がありましたのでやや少ない状況となっておりますが、使用できる期間の使用につきましては、全て埋まっております。平日につきましても、町内の団体のほうでグラウンドゴルフなりゲートボール等を使用していただいておりますので、使用しております。長期の学校の夏休み期間中とかでも、平日ではありますが、夏休みということで少年野球等、町外の団体も使われたという実績もあります。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

それでは、次に質問させていただきます。

使用順位、土日は100%あると、結構なことです。大変混雑しておるとい状況がよくうかがえるんですけども、使用順位、またその中に優先順位等があるのか、ないのかお答えいただきます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

使用の順位といたり、優先順位というものは設けておりません。町内の団体につきましては2カ月前から申し込みをしていただいて、町内の団体についてはそういった形で優先となっておりますが、町外の団体につきましては、使用する1カ月前に抽せん会を開催しています。例えば10月に使用したいという団体でしたら、9月の初めの抽選会に全ての団体に来ていただきます。そちらで抽せんをしていただいて、抽せんの順位で希望する日時、曜日から押さえていただくということです。例えば土日を含めて1カ月10日ぐらいになりますけれども、中には抽せん会に来ていただいても使用できないといって帰っていただく団体もあります。

笠置町の運動公園で大会をするという団体の申し出があった場合には使用の要綱なり、どういう団体であるかということの中で確認をさせていただきながら、そちらについては団体の申し込み等もありますので、先に予約をしていただく場合もありますけれども、ほぼそういうものは年に1回あるかないかぐらいですので、今申しましたように、抽せん会に来ていただいてから土日については使用していただくということで、優先ということは何もしておりません。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

ということは、町内の団体に関しては2カ月前に申し込んで、そのときに空き枠があれば優先的に配備できる権利があると。だから、その日、時間が埋まっていれば町外の団体がその日、時間に申し込んでも、町外の団体は既に権利が発生しているから、それを使うことはできないと、こう理解してよろしいですか。わかりました。ありがとうございました。

それで、そういう若干優先順位があるということは理解しましたが、そういう優先順位のある団体が2月前に申し込んでおいて、ほかの団体にちょっと又貸しすると、こういうことは今までなかったでしょうね。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） こちらでつかんでいる状況ではないと申し上げたいと思っております。事前に中止という連絡がありましたら、2日前ぐらいでしたらこちらでも対応できませんけれども、事前に中止ですので使用できないという場合は、また新たにホームページに掲載するなどして、申し込みを直接来ていただいてする場合がありますが、又貸しということは規定上しておりませんし、もしそういうものが発覚した場合は、今後使用をしていただけないという旨は抽せん会のほうでも説明させていただいておりますので、うちのほ

うでは把握していないということです。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） わかりました。そういうぐあいに努力しておられると。そういうことが今後ないように、ひとつよろしく願いいたします。

それで、今大変好評となっているというあのグラウンドは、実は硬式の野球ができる数少ないグラウンドであると、少年野球チームから申し込みが大変多いと。それで、ナイターの設備つけてもらえないかと、そんな簡単に言うなど、そういうことですよね。

どうですか、町長、今後あのグラウンド、ナイターつける予定はありませんか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ナイター設備があれば、なお結構なんですけど、今の財政状況の中では広いグラウンドにナイター設備をつけるのはちょっと無理かなという思いであります。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

今の財政ではちょっと無理ではないかという素直なお答えでございました。確かに財政上はちょっと無理だと思います。ただ、少年とか成人の健全な生活向上のために、また考えていただきたいと。そのほかに、あの空間は、南笠置にはいこいの館があつて、北笠置には小学校のグラウンドがあると、トンネルから向こうは、ほとんどそうした広場がないと。あそこにナイター設備をつけることによって立派な保安空地ができるんじゃないかと。そういう意味では笠置町の財産になると。しかも、ナイターの野球もできて、ナイターのソフトボールもできて、しかも保安空地も確保できると。そういう意味で御一考を、もう一度再考していただきますようによろしく願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 保安領、南部、北部、東部、それぞれに分かれた形でそういう施設ができたらいいじゃないかと。しかし、ナイター設備というのは、先ほどもありましたように、簡単に電気が確保できるものではないと思います。かなりの容量が、あれだけの面積だったら必要だろうと思います。そういったものをつくらうと考えますと、ナイター設備だけじゃなくて、それに要するいわゆる変電設備ですか、そういったものも含めるとかなりの金額になってくるのではないかなと思います。

私ども笠置の小学校においても、そういったものをつくってほしいという要望があるんですが、笠置の小学校でも、クーラーを入れようとするとも電気容量が大きなものになるから変

電設備が必要だ、いわゆるキュービクルが必要だという答えになってきておりまして、かなり金額的に張ってくるということも聞いております。ましてやナイター設備ですと、かなり大きなものになるのではないかなと、そんなふうに思いますので、財政が許すことができましたら、そういったことも考えていく必要があろうかなと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） ひとつ、できましたら調査費だけでもつけていただいたらありがたいなと思っております。町外からも要望もたくさんあると、これだけは伝えておきます。

続きまして、第3次笠置総合計画の中で、町民皆スポーツの推進の中に、いろいろなスポーツ大会や開催や参画、スポーツ教室の開設、また取り組みやすい新しいスポーツ競技の導入を促進しますとありますが、どうですか、この辺の実績はどのように出ておりますでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

スポーツの実績ということですが、実際、今、運動公園を使って町が主催している大会というものはなくなっております。以前でしたら町民運動会も、あちらの運動公園を使って実施していたりしておりましたが、今は郡の大会でグラウンドゴルフだったり、ゲートボールでしたり、それから野球、ソフトボールの大会を実施するという程度にとどまっております。ただ、先ほど出ておりましたゲートボールとかグラウンドゴルフにつきましては、新たなニュースポーツといわれるもので、推進もされてきて、笠置町でもいろんな方が取り組んでいただいております。また、PTAを中心にソフトバレーのほうも、こちらはまた体育館のほうになりますけれども、ソフトバレーのほうも体育館を使って、大会等もPTAを中心に大会があつたりしておりましたので、そちらについては、実績というところに上げられるかどうかはわかりませんが、ある程度運動していただける方はふえているのかとは思っております。若年層、若い方々につきましては、お仕事の関係やらそういう大会がなければ、なかなか参加していただけることも難しいかと思いますが、また連合のほうの体育関係のほうでも行事を考えていただいている部分もあるようですので、こちらでそういう場合は、運動公園なり体育館なりを使っていただきながら実施していただけたらと思っております。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

最後になりますが、提案を一つさせていただきます。

ことしの大水が出て川があふれそうになって、笠置町の向こうの北、南笠置のほうの自然公園ですか、あっちのほうがごみでいっぱいになったと。それで、あそこに東海自然歩道があるんですけども、その上側はきれいに片づけていただいているんですけども、下側は片づいていないから、今までよく日曜日、土曜日になると、ボルダリングとって岩登りの若い方がたくさん見えていたんです。今はちょっとお見えになられていないと。余り見えないんです。あのごみは毎年あそこら辺へ、ちょっと大水があつたらたまるんです。それで、そのたびに当事者らが来て、自分らがする場所だけ片づけてやっておられたが、ことしはあの大水出て以来、来られていない、見えないと。

それで一つ提案があるんですけども、あそこを片づけて、あそこをボルダリングの遊び場にするか、もう一つ新しいスポーツ、先ほどおっしゃられましたけれども、ゲートボールとグラウンドゴルフ、あとソフトバレーもやっていると、そういう実績があるということをおっしゃりましたが、あの運動公園にひとつどうですか、岩登りのような競技の、ボルダリングの競技場をつくと。これを一つの目玉にして、あそこ岩場があかんかっても、あそこへ行ったら使えるでと、あそこで楽しく競技できると。あんまり全国的にそういう設備がないんです。大阪府のほうにも3カ所あると聞いておりますけれども、どうですか、そういう設備を今後新しいスポーツとして、笠置の目玉として、カヌーもあるんですけども、考えていただいたらどうかと。費用もそうかからないと思いますので、ひとつ検討のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（西岡良祐君） それでは、続きまして6番議員、石田春子君の発言を許します。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

一言、言わせていただきます。皆様、こんにちは石田です。8月20日に腰の痛みで入院させていただき、皆様に御心配かけまして、このように元気になりましたので、きょうからまたよろしく願いいたします。

一般質問に入ります。

中央公民館の老朽化について、この前も一度質問したと思いますけれども、相楽東部広域連合教育委員会笠置分室（笠置町中央公民館）は、急傾斜になり倒壊の危険の老朽化が激しい状態であるので、移転を考えているのかと聞きましたがどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 石田議員の質問にお答えいたします。

以前にも石田議員のほうから、この御質問をいただきました。現在の笠置町中央公民館は、相楽東部広域連合教育員会に無償譲渡をいたしております。持ち物は教育委員会の持ち物だというふうに理解をしていただければと思います。

確かに中央公民館の建っている場所と申しますのは、土砂災害警戒区域にあります。もう裏面が非常に急な斜面でありまして危険だと思われませんが、中央公民館だけではなくて民家も同じような状況にあるように私は思います。そして、老朽化が激しくて、以前は雨漏りもしておりました。最近では修理も完了いたしまして、雨漏りも直っている状況になりました。しかし、中央公民館は、やはり耐震化が必要な建物だと思います。耐震診断も行ってはおりませんが、やはりそういった面も含めて今後どうするのかというのが、問題になってきょうかとも思います。

しかし、現在、中央公民館は笠置町の教育委員会の笠置分室として、そしてまたもう一つは図書館として使っている現状にあります。そういったことも含めてやはり何かあった有事の際には非常に困るわけですが、今のところ移転する場所もございませんし、あの場所でもう少し考えていければと思っているところです。

何か事が起こるまでに手を施していかなければならないと思うわけですが、やはり京都府でもレッドゾーン、イエローゾーン、そういった形のものの中で、これから防災ということについても工事をなされていくのではないかなと思いますので、そういった面も含めて今後、中央公民館に関してはもう少し考えさせていただければと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

事故が起きてからでは遅いですので、前にもおっしゃいましたけれども、産業振興会館にほかの課は入るようにはおっしゃいましたけれども、やはり教育委員というのは2人しかおられないけれども、図書室が要りますので産業振興会館に考えると、そして前の企画がおりました第2の2階とか、前の保育所のところもあいているということですので、やっぱり教育委員が2名であっても図書室が要るから、産業振興会館に今後考えていただいたらどうかと思いますが、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 産業振興会館に教育委員会あるいは図書室を持っていったらどうかということでもあります。それも一つの方法かと思えます。しかし、産業振興会館は、議員御承知のとおり、デイサービスを民間に移譲するに伴いまして、包括支援センターですとか、そう

いったものを産業振興会館に移そうという計画をいたしております。

今のところ、そういったスペースがなかなかあいてこないという状況にあります。やはり笠置町というのは、非常に面積の少ない建物を建てようと思っても、なかなか適当な場所の見当たらない非常に狭小な土地柄であるわけでありまして。そういったことも含めて、やはりこれから中央公民館、そして教育委員会分室のあり方も当然、また皆さんと一緒にお知恵を拝借しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

前に、今も前の保育所にデイサービスが入っているのと違いますか。違うんですか、町長。今はデイサービスに、前の保育所のほうに行っているっておっしゃったと思いますが、違いますか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ちょっと言葉のあやとございますか、勘違いがございますので、修正させていただきます。

包括支援センターはスマイルセンターにございます。デイサービスには居宅介護支援事業所がございます。今回、デイサービスを移譲することによりまして、居宅介護支援事業所を振興会館に持っていき、あわせて同じ機能を持っていますので、包括もそこに統合すると、正確にはそういうこととなります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） その件はまた考えていただいたら結構と思います。

次に移ります。

災害の、前の方の議員さんもちょっと聞いたと思いますが、ことし台風による大雨で、全国各地で甚大な被害をもたらしました。特に京都府福知山市や広島県での大規模な土砂災害を発生し、多くの命が奪われました。こうしたことで日ごろの訓練が必要かと思いますが、当町の訓練の計画はされているのですか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

避難訓練の件についてお答えさせていただきます。町としての避難訓練の計画は今まだありません。ただ、笠置小学校とか保育所につきましては、年間の計画の中で地震訓練であったり、小学校については2月に毎年火災訓練のほうを、消防団とか各関係機関のほうと実施

されておりますが、役場も何年か前には消火の訓練のほうを行いました、実際、避難訓練については実施していないというのが実情でございます。

今回、9月にデイサービスセンターでの避難訓練は行いましたが、住民の方々につきましても先ほどもお話をさせていただきましたが、避難経路の確認等もございまして、それから今後実施については検討させていただきたいと思っておりますが、なかなか関係機関のほうと調整しながらになりますので、いつということはお答えできませんが、検討はさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 石田です。

台風11号による大雨で京都府が記録的豪雨でかなり被害があり、近辺市町村では災害に対する住民の避難訓練等が実施されているが、災害から安全なまちづくりのため、ハザードマップなど災害時の被害予測情報を充実させ、各区長や消防団、民生委員会と連携し、町民の情報共有、地域住民が協力して町全体の防災力の向上を図るように考えたらいかがと思いますが、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま石田議員の件でございますが、非常に大事なことだと私も思います。やはり災害から自分たちの我が身を守っていくという、自助、共助、公助ですか、そういうことも含めて、これから住民の皆さん方とともに、防災マップを確認しながら防災訓練等をやっていかなければならないだろうと思います。その節には御協力をお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 最後に、大丈夫と思っておりますが、いつ台風が来るかわかりませんので、なるべく早く訓練を考えていただきたいと思います。質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 続きまして、7番議員、杉岡義信君の発言を許します。

7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 私のほうから、3点ほど質問をさせていただきます。

防災無線、あれは何年ごろ設置されたんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

町の防災行政無線については、61年の災害を受けて62年に整備させていただいており

ます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

ということは、28年ぐらいになるんですね。それで、各家庭にはもちろんつけてあるんですけども、騒音とか、騒音、雑音、比べたら一緒なもんですけれども、そういう音が鳴って、肝心の放送されているその中身が聞こえない、そういう苦情をちょっと私聞きましたんで、その苦情が庁舎や役場内に聞こえてきているかということをお聞きしたいのと、かなりこれ予算の中にもちょいちょい入っているんですけども、機械の在庫という形の中であるんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

防災無線の件でお答えさせていただきます。整備されてから28年経過いたしまして、かなり当初の機械についても雑音、新しい機械というか、少し前の機械でも雑音が入ったり、苦情はこちらのほうにももちろん入ってきております。連絡いただいたものについては、防災無線の状態が悪いものにつきましては、こちらのほうで随時、担当のほうでもうほとんど交換という形でさせていただいております。チャイム、電池の交換だけで済む場合もあるんですけども、以前の機械につきましては、毎年10台から20台予算化していただきまして、そちらのほうで交換という形をとらせていただいております。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 在庫はどうですか。今現在、在庫があつて、そしてこういう形で交換しますよ、検査しますよという形の中で、悪ければすぐにかえられる在庫はどうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません、失礼します。

在庫につきましては、大体今の状態では10台ぐらいはあります。10台の中から交換していった残りが少なくなれば、また10台の購入を続けておりますので、25年度で、10台買っているものが今少し減ってきておりますが、また後半今後出てきた場合には、それで交換させていただくという形で、在庫は常に10台とは言いませんけれども、5台、6台なりは残っているような状態にはなっていると思っております。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） それで、防災無線でそういう聞こえの悪い、自分で聞いて聞こえにくい

ものがあれば役場内に連絡してほしいということを防災無線で流していただけますか。

それと、先ほど私、役場にそういう苦情が来ていますかということもちょっと答えていただけますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません、お答えさせていただきます。

苦情については、こちらのほうにも入りにくいということは聞いておりますので、その御家庭について機械を交換させていただいているというところでございます。電池交換なりというものにつきましては、5月か6月の各戸配布なり回覧の中で、電池交換なりお願いしますということは入れさせていただくようにはしているんですけども、そういう梅雨に入る前ですとか、台風が近づく前ですとかは、極力させていただきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

それでは、今晚7時30分、7時40分の防災無線があるはずなんです。そこで呼びかけをお願いできますか。できますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません。きょうの予定が詰まっていなければ、きょう入れるように指示させていただきます。できるだけきょうあすなり、週末なり気象条件もこんなものでしたので、そういう形で対応させていただくように議会が終わりましたら、指示させていただきます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 予定が入っているならば、あすでもしていただけたらなど。というのは、今、物すごくあちこちで災害が起きています。それについて避難指示とかそういうやつを出していただくのに、聞こえる家と聞こえない家があったらいかんので、そののところまたよろしく啓発のほうお願いしておきます。

2点目でございます。

私6月の議会で京都府の防災訓練聞いていますという形の中でここで質問しました。その防災訓練はもうちょっと早く聞いておったんですけども、どうですかという形の中で質問いたしました。

それで、京都府と南部、木津川市から含めてこちらも、それは震災を想定とした形で、木津川市の体育館の裏で5,000人が参加されたということでございます。それについては

議長、町長も参加されている、そしてまた笠置町消防団も参加されていると思うんです。そういうことがありまして、9月1日の京都新聞に、ちょっと先ほどのことでダブるんですけども、笠置町は避難訓練など実施したと、新聞にこういう、朝刊に載っていました。

その避難訓練は、どこでどういう形でなされたのか、ちょっと教えてもらえますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

杉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

6月の定例議会で御質問いただいたように、冬の防災訓練が8月31日に実施されました。町のほうでも防災訓練を実施するという形で御報告させていただいていたんですが、新聞紙上に載りましたのが、うちのほうで検討の段階でお話しさせていただいていたキャンプ場の避難訓練を実施するということが載ってしまいました。

実際実施いたしましたのは、9月1日に、デイサービスセンターを使いまして避難訓練を行っております。看護師、介護士の方、職員の方と、それから車椅子利用者、歩行困難な利用者の方をいこいの館の2階への避難をするという垂直避難と言われるものを実施しております。こちらにつきましては、先ほどおっしゃっていただいたように、消防団が出たり、職員のほうが府の防災訓練にも出ておりましたので、キャンプ場となりますと、なかなか対応が難しくなってしまうので、日を改めてデイサービスで実施させていただいたということでございます。事前お知らせしますということも答弁の中でさせていただいたのに、こういう形になってしましまして、こちらについては申しわけなく思っております。

今回のデイサービスでの避難訓練につきましては、あちらのほうではそういう垂直での避難ということを実施しておりませんでしたので、今回は利用者の方にとっても車椅子でエレベーターを使っただけの2階だったり、非常階段を使って介護士に介助されながらという避難でしたので、なかなか有意義に改めてしていただけたのかなと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

6月の課長の答弁ですけども、もうこれは読まないでおきます。町長もそれについて答弁をもらっております。そういうことをするならば各種団体、老人クラブ、商工会、観光協会、区長会等々を含めて全ての団体に協力をいただきながらやっていかなければならないという答弁いただいております。課長の答弁はやめておきますけれども、こういう計画をなされて、こういうことをしたという話が私らに聞こえてこなかったんで、新聞を見て、えっ

つしたんだ、どこでしたんだとそういう町民の声も聞こえましたんで、先ほどの課長の答弁で、防災会議を11月に開くと、その防災会議を11月に開くということは、これ今話をしていること的前提で会議をなされるんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 防災訓練につきましては、やはり当然私は必要なものであると理解をいたしております。その規模については、今のところ検討はいたしておりませんが、やはり各種団体等々を含めて防災訓練が今後必要になってくるであろうと思っております。

防災会議を11月に開くということですが、その会議の場でも、やはり当然この議題に上ってくるのではないかと思います。その時期については今のところ定かではございませんが、やはり必要性については、私も必要であるという認識は持っております。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 防災会議を開くのに、中身についてそういう話をしない、今そういう答弁でございましたけれども、どういう形の中でどういう話を防災会議にはされるんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません。失礼します。

防災会議につきましては、今年度、地域防災計画の見直しを進めております中で、その策定に向けて1回目の防災会議を11月に予定しているというところです。防災会議のメンバーにつきましては、各地区の区長さんとか消防団長、それから民生委員さんなり各種団体の方にも入っていただいておりますので、避難訓練の話もその場でさせていただけるような形で持っていかせてもらえたらと思っております。防災会議自体については、11月が1回目、2月か3月、中身がほぼ確定しそうなところでもう一度内容を見ていただくというところで、防災会議の開催はそちらで予定をさせていただいているというところです。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

そういう中身で防災会議をされると。各区長会、いろんな方が入られるということでございましたら、議会のほうから議長一人、入ってもらったらどうですか。それでいろいろとまた話し合いの中で、そうすると我々にも話が通じてくることが多いんで。

それと、先ほどまだ答弁いただいたかどうか、ちょっと私ど忘れしていたらごめん。

デイサービスの中で訓練した人員について、町職員、デイサービスに町職員いるけれども

何人ぐらいでされたのか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

御質問にお答えさせていただきます。

まず、防災会議のほうですけれども、議会のほうからも委員さんとして入っていただいていたと思いますので、そちらはまた御案内させていただきます。

それから、デイサービスの避難訓練ですけれども、介護士とそれからデイサービスの職員、それから総務課の消防・防災担当とそれ以外の職員で介護士5名とこちらからは2名が参加しております。利用者さんにつきましても当日の利用者の方々ですので、大体10名程度の方がいらっしゃるようになっております。入浴サービスとかそのときの時間にもよりましたので、利用いただいている方全員というわけにはいかなかったんですけれども、そういう形で利用者さんのほうには参加いただいております。失礼します。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

本町から2名が行ったということですね。わかりました。そういうことで今いろんな同僚議員が災害時、特に火災については、土石流か……、そういう可能性があるところばかりですので、そういうことを予防、予防が一番大事なことで、ひとつよろしく願いをしておきます。

それでは3点目に入らせていただきます。

戸籍の事前登録型本人通知制度について、これも私6月議会で質問しました。それで笠置町だけが7月1日から実施されました。今現在登録されている方は何名ですか。

議長（西岡良祐君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） ただいまの杉岡議員の御質問にお答えします。

戸籍の事前登録型本人通知制度につきましての御質問でございますが、実施要綱の名称といたしましては、住民票の写し等の第三者交付にかかわる本人通知制度といたしまして、その本人通知制度の登録者数であります。7月1日から登録を受け付けまして9月24日までで24名の登録があります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 24名でございますね。これは本人が役場の窓口に出向いて登録をするという、そういう制度になっているんですけれども、住民票や戸籍については、1人の届出

で同一世帯、同一戸籍内全員の住所や本籍地の変更が可能である。しかし、本人通知制度では一人一人が変更の届けを行わなければならない。家族の一括登録、一括変更もできるように制度変更、要領改正をすべきであると思うんですけども、町長、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 事前登録型の受け付けが7月1日から開始されて9月24日までに24名という課長の説明でありました。私は31名という数字を聞いていたんですが、ちょっとこの24名というのは少ないかなという。そして、事前登録型のこの制度自体、本人でなければならないという原則論がございます。しかし、本人が確認できるような条件、例えば委任状を持っていくとか、そういった形で本人の意思が確認することができれば、本人この事前登録型通知が受け付けられるということも聞いております。

そして杉岡議員おっしゃるように家族の一括登録、変更もできる制度、こういうったものが必要ではないかということでございますが、この事前登録型制度については、まだスタートしたばかりであり、こういった状況を各市町村の実績と照らし合わせた中で、今後この家族一括登録というのも考えていく必要があるのではないかなとそんなふうに思います。

今スタートしたばかりで、要綱も制定されたばかりであります。こういったことのやはり検討は、私ども単独の町だけではなくて、城南戸籍の中で詰めていくべきではないかなと私はそんなふうに思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 今私申し上げたのは、城南戸籍の形の中で15市町村ですか、こういう中身がある。その中に入っていないところもあったと思うんですけども、これ事務方として城南戸籍のほうのそういう形の中で、これ1カ月に1回か、2カ月に1回、3カ月か、これ会合が何かあるんですか。

議長（西岡良祐君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） ただいまの杉岡議員の御質問にお答えをいたします。

この住民票等の写しの第三者交付に係ります本人通知制度の中身といたしましては、特に定期的に設けられているということではございませんけれども、担当者といたしましては、月例会等ありますし、城南戸籍の山城管内といいますか、城南全体ではなしに、相楽支部、支所の中でもいろんなこの本人通知制度のことについても意見を交わしたりということで、情報交換はなされております。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

課長、そういう話が笠置町で出ているということもまた話をしてください。そしてまた笠置町のためにあちこち出たという話が、またその一つの中で固まるかわかりませんので。

それと、住民に、町民に啓発的なものを再度していただけませんか。最初の啓発だけで終わるんじゃなしに、もう2カ月たっていました。町長は31名と言うけれども、24名言うてはる、それはもう結構なんですけれども。一人でも多く入っていただいたほうが、制度をつくる以上よいと思うんで、最初の啓発文章がどういうことになったかは別として、また二の手、三の手を打つような格好で啓発していただけませんか。

議長（西岡良祐君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） ただいまの杉岡議員の御質問にお答えします。

一人でも多くの方が登録いただけるように、制度が定着しますまでは3町村連携して広報等実施したいと、制度の啓発に努めていきたいと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 課長のその意気込み、本当に一人でも多く登録していただいたらいいかと思うわけでございます。課長ひとつその意気込みで頼っておきます。

そういうことで、私の一般質問を終わっていきたいと思えます。ありがとうございます。

議長（西岡良祐君） これで一般質問を終わります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（西岡良祐君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成26年9月第3回笠置町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長                    西   岡   良   祐

署名議員                田   中   良   三

署名議員                向   出            健